

第3次まいばら福祉のまちづくり計画 (素案)

令和5年10月

《目 次》

第1章	まいばら福祉のまちづくり計画とは	1
1	この計画について	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	5
4	計画の策定方法	5
第2章	福祉のまちづくりの状況	6
1	第2次計画の主な取組と課題	6
2	統計から見るまちの姿	10
3	各種調査やふくし座談会等から見るまちの姿	20
4	米原市の強みと解決したい課題のまとめ	37
第3章	福祉のまちづくりの考え方	40
1	基本理念	40
2	基本方針	40
3	施策体系	41
4	地域福祉の展開方法	42
第4章	施策の具体的な取組	44
取組の方向1	相談しやすい環境を整えます	44
取組の方向2	支援がつながる仕組みをつくります	46
取組の方向3	みんなが活躍できる機会をつくります	48
取組の方向4	福祉のこころを育みます	49
取組の方向5	人と人がつながり、支え合う機会を広げます	50
取組の方向6	福祉人財の確保に取り組めます	52
取組の方向7	暮らしの安心を確保します	54
取組の方向8	災害に強いまちをつくります	56
第5章	計画の進め方	58
1	計画の広報・周知	58
2	計画の推進と進行管理	58

第1章 まいばら福祉のまちづくり計画とは

1 この計画について

(1) 地域福祉とは

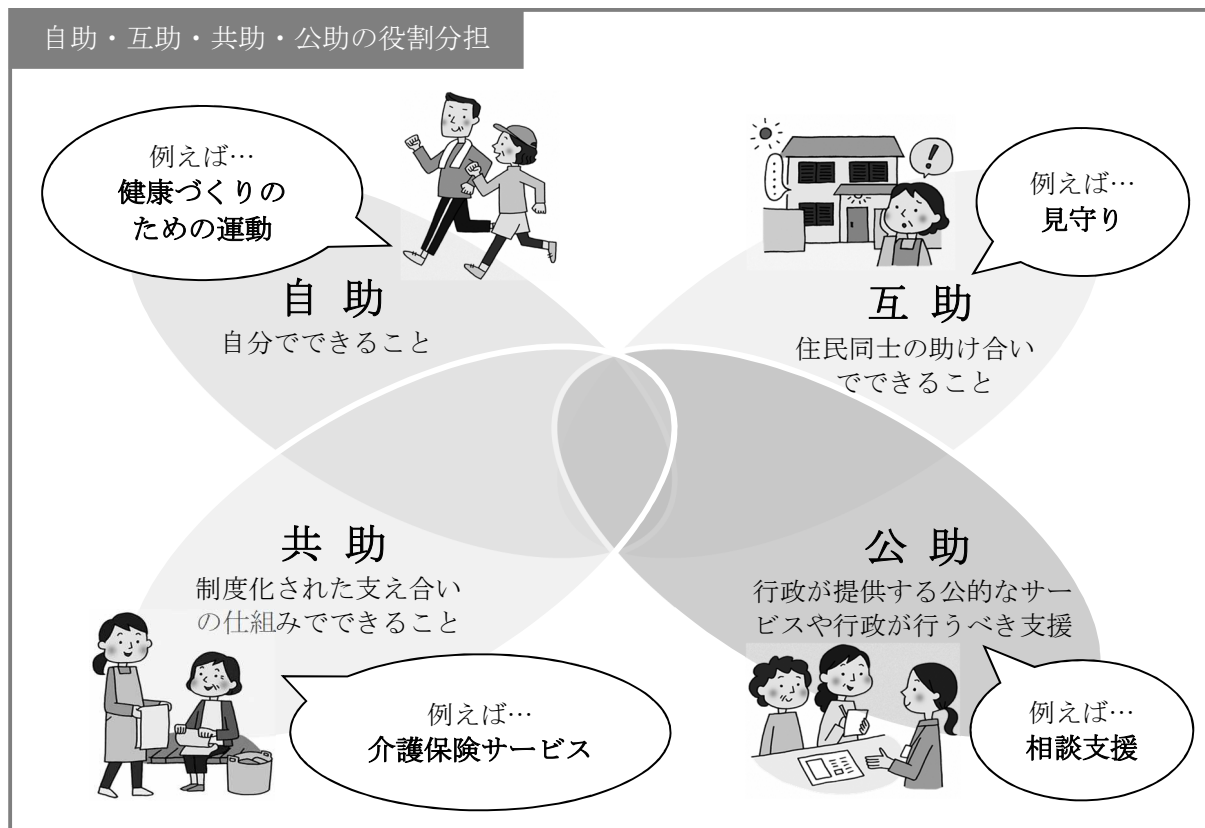
「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障がい者福祉や児童福祉等、困りごとを抱えた特定の人に対する「社会福祉」としてとらえられることが多くなっています。

一方、「地域福祉」は、地域の様々な困りごとを、家族、友人、近隣住民、事業所や行政等が役割を分担し、支え合いながら、誰もが安心して暮らせるよう、まちづくりを進めることです。

様々な人々が暮らしている地域の中では、悩みや困りごと等の課題も多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、近隣住民のちょっとした気付きや手助けで解決できることもあります。

そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること（自助）、住民同士の助け合いでできること（互助）、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みでできること（共助）、行政が提供する公的なサービスや行政が行うべき支援（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と連携の下で課題解決をしていくことが大切です。



(2) 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加、社会環境やライフスタイルの変化等により地域のつながりが薄れていることを背景に、自治会等への未加入者の増加や、ひきこもりやヤングケアラー等制度の狭間の人たちの課題が生じています。

これらの課題はコロナ禍を経験し、人との関わり方に対する意識や習慣が変化する中で、これまで以上に地域の中で見られるようになりました。自然災害に対する地域での対策や、高齢化に伴う移動手段の確保等と併せ、住み慣れた地域における日常生活の継続に向けた課題は複雑化しています。

国では地域福祉の推進に向け、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現を掲げており、市民、関係機関、団体や行政等、地域を挙げて福祉課題・生活課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

本市では、令和元年度（2019年度）からの「第2次まいばら福祉のまちづくり計画」を策定し、米原市に関わるあらゆる主体が地域福祉の理念と目標を共有し、それぞれが果たすべき役割を発揮しながら、総ぐるみで福祉のまちづくりを進めてきました。

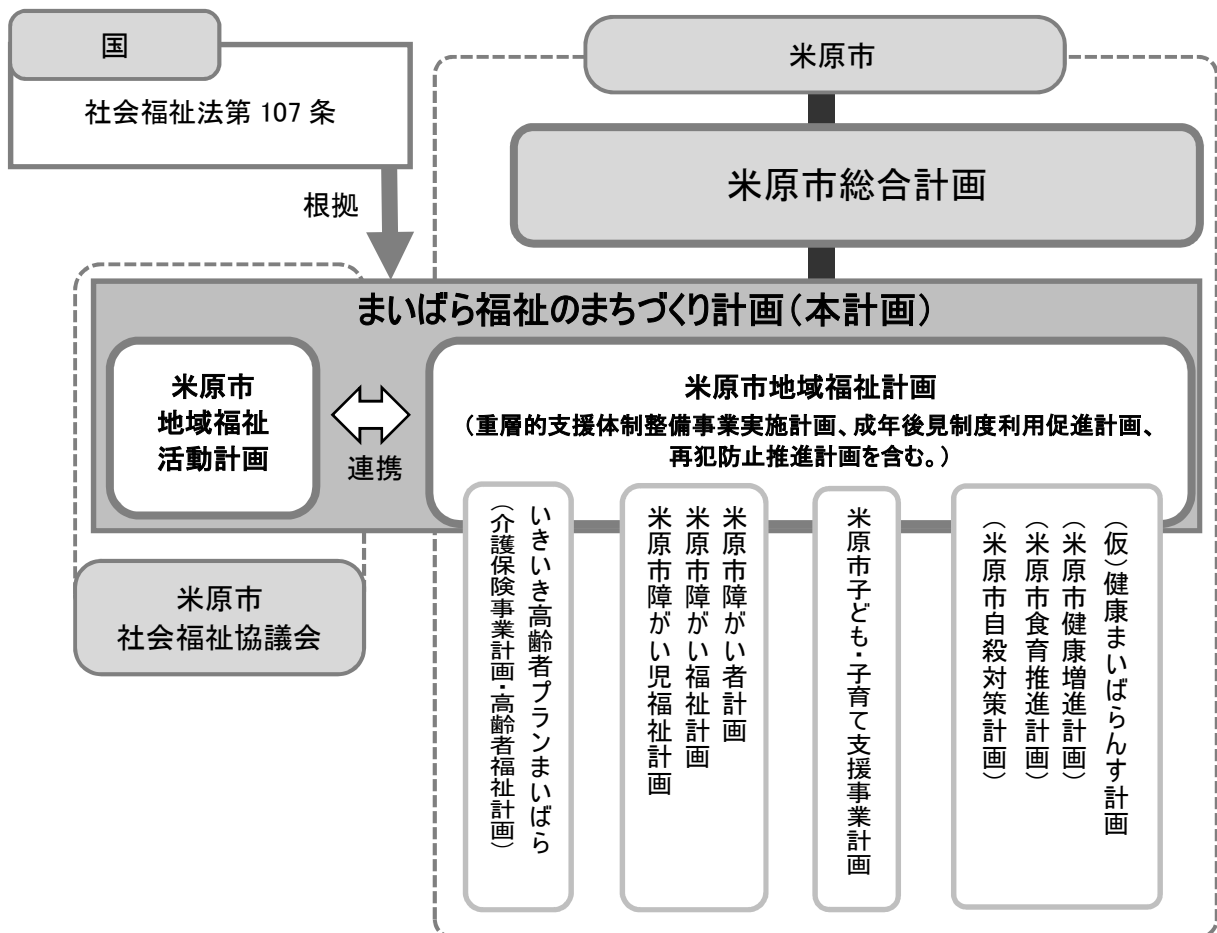
この度、令和5年度（2023年度）末に計画期間が終了することから「第3次まいばら福祉のまちづくり計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、行政と地域住民や社会福祉協議会をはじめとした民間の各種団体・機関が連携を強化し、地域福祉に関わる様々な支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。なお、本計画には誰一人取り残さない包括的な社会の実現に向けて重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画および再犯防止推進計画の内容を含みます。

また、本計画は、「米原市総合計画」の基本理念に基づき、「いきいき高齢者プランまいばら（介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」「米原市障がい者計画・米原市障がい福祉計画・米原市障がい児福祉計画」「米原市子ども・子育て支援事業計画」等の各福祉計画の上位計画とし、関連計画と考え方等の整合性を図りながら推進します。

■上位・関連計画との関係



■各計画の法的根拠等

《地域福祉計画》

社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定める行政の計画です。

平成 30 年（2018 年）4 月に地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました。

また、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加されました。

《地域福祉活動計画》

地域住民や各種団体・機関などとの協働で策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

《重層的支援体制整備事業実施計画》

社会福祉法第 106 条の 5 に規定される計画で、本市において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制等を定めた計画です。

市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、「高齢者・障がい者・子どもなどの属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備が求められています。

《成年後見制度利用促進基本計画》

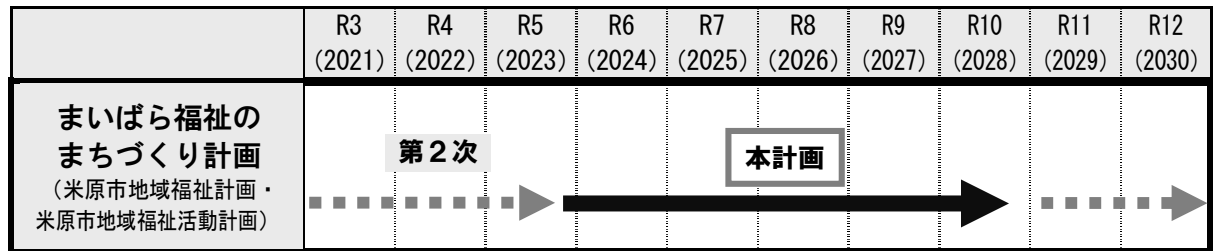
平成 28 年（2016 年）に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定される計画で、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利擁護の実現を図るべく、成年後見制度の利用促進を目指す計画です。

《再犯防止推進計画》

平成 28 年（2016 年）に施行された再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づく計画で、犯罪をした人や服役を終えた人の中で、安定した仕事や住居がない人、思うように社会復帰ができない人などの再犯を防止するため、継続的に社会復帰を支援する計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) 米原市地域福祉計画推進会議の開催

本計画の策定に当たり、各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、関係団体、関係機関や公募市民等から構成される「米原市地域福祉計画推進会議」において協議を行いました。

(2) 各種調査の実施

本計画の策定に当たり、市民や福祉事業者等の考えや地域活動への参加状況、意見等を把握するため、一般市民および市内で活動している福祉事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) ふくし座談会の開催

地域において課題を抱えている人や家庭との関わり方や支援のあり方等を検討するため、市民や関係機関・団体等が参加するワークショップ形式のふくし座談会（意見交換会）を行いました。

第2章 福祉のまちづくりの状況

1 第2次計画の主な取組と課題

基本目標Ⅰ 顔の見えるつながりを深める

近所や様々な活動の仲間、様々な立場の人々が交流し、互いの立場を理解し合い、顔なじみのつながりを深めながら、人と地域の元気を共に高め合っていけるまちをつくりまします。

主な取組	主な課題
(1) 福祉のこころを育みます	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権講演会や人権を考えるつどい、ハートフルフォーラム等各種講座や研修、自治会に対する福祉懇談会の開催促進等、市民の福祉や人権に関する意識啓発の場を確保した。 ■ 福祉事業者による地域共生フォーラムへの展示ブースへの参加、小中学生を対象とした福祉体験活動を実施した。 ■ 小中学生対象の手話体験学習や手話奉仕員養成講座等を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コロナ禍を背景として、研修や講座が縮小し、市民の参加意識が希薄化しており、地域ごとにばらつきもあるため、オンラインも含めた機会の確保が必要 ■ 地域共生フォーラムへの参加事業者の増加に向けた工夫が必要 ■ 出前講座による手話体験学習ができていない学校に手話の普及が必要
(2) 地域や人のつながりを深めます	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢制限や会員のみではなく、だれでも参加できる居場所が増え、世代間の交流が生まれた。 ■ お茶の間団体の活動が増加しており、生活支援サービス、見守り活動や交流の場が確保された。 ■ 子育てサークルづくり講座を行い、講座後にサークルが結成された。 ■ 生活支援コーディネーター（CSW）を配置し、身近な地域の活動を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民参加の事業を通じたつながりづくりが必要であり、必要とする市民に情報が届く周知方法の検討が必要 ■ 活動者の高齢化や担い手不足により活動につながりづらくなっている。 ■ コロナ禍を経て自治会活動の活性化や、交流や居場所づくりの再開が必要

＜基本目標Ⅰに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題＞

【成果】	【課題】
<p>○ 各種研修・講座、講演会や地域の活動や交流の機会を通じ、福祉に関する意識づくりや、つながりづくりを行う仕組みの定着が図られた。</p>	<p>○ コロナ禍により減少した参加や交流の機会の再開・活性化を通じた地域における担い手育成が必要</p>

基本目標Ⅱ 暮らしを守る活動を広げる

市民の生活課題に寄り添い、解決に向けた活動をみんなで広げ充実していくことで、支援が必要になっても、一人一人が自分らしく、いつまでも安心して暮らしていけるまちをつくれます。

主な取組	主な課題
(1) 子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全世代型の相談窓口として、2つの地域包括支援センターを委託し、市の基幹包括支援センターと合わせて相談支援体制を強化した。 ■ 社会福祉協議会が成年後見制度の中核機関として相談支援・普及啓発を実施した。 ■ 見守りネットワーク会議や事業所における相談窓口等を通じ、専門職や行政等につないだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各相談窓口の役割分担と機能の強化を図ることが必要 ■ 児童虐待ケースが増加しており、通報、相談や対応が迅速にできる体制づくりが必要 ■ 生活困窮者の支援に向けた早期発見・見守りの仕組みづくりや市民後見人の育成が必要 ■ 複合的な課題に対する対象者個人に応じたオーダーメイドの支援の仕組みができていない。
(2) 身近な地域で支え合います	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域福祉センターや支え合いセンターを拠点に生活支援コーディネーター（CSW）を配置し、地域への福祉協力員等の配置や福祉委員会の設置等、支え合いの仕組みづくりを行った。 ■ 民生委員・児童委員への情報提供や事業実施にかかる協力を図った。 ■ 自治会長に対する避難行動要支援者名簿の配布や民生委員・児童委員との連携による名簿登録の呼びかけを行った。 ■ 地域特性を想定した災害ボランティアセンター運営ができるよう、サポーターミーティングを開催した。 ■ 事業所と市で福祉避難所としての契約を交わした。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関心度により自治会ごとにと取組状況の格差があり、特に新興住宅地の自治会とは接点が少なく、ニーズが拾いきれていない。 ■ 支援を求めているが支援を必要とする人への関わりが必要 ■ コロナ禍により民生委員・児童委員に対する研修や交流が持つことができていない。 ■ 避難行動要支援者を支援する体制づくりのため、地域や支援者の協力が必要 ■ 災害時の避難体制について、取組が進まない自治会や、避難支援プラン（個別計画）の更新が進んでいない自治会の支援が必要 ■ 事業所においてBCP（業務継続計画）の策定ができてない。

《基本目標Ⅱに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
<p>○地域の人が抱える様々な課題に対応することができる支援のネットワークが構築され、誰一人取り残さない地域づくりに向けて進みはじめた。</p>	<p>○複雑化・複合化する地域課題に対応することができるよう、支援の仕組みの適切な組み合わせや情報の共有・発信が必要</p>

基本目標Ⅲ 助け合い、支え合うひとを育む

まちづくりを進める上で、人はかけがえのない財産（人財）です。米原市に関わる全ての人々が、それぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域の一員として役割を担い、助け合い、支え合える人を育むまちをつくりまします。

主な取組	主な課題
（１）地域の担い手を育みます	
<ul style="list-style-type: none"> ■ ルッチまちづくり大学を通じたまちづくり人財の育成や、ご近所元気にくらし隊員の活動による地域の健康づくりや介護予防活動を進めた。 ■ ボランティア養成講座の開催や、ボランティアセンターにおけるマッチング等を行った。 ■ 地域支え合いセンターを設置し、生活支援コーディネーター（CSW）を地域支え合いセンターおよび各地域福祉センターに配置した。 ■ 事業所が地域の研修や出前講座に講師を派遣したり中高生ボランティアを受け入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コロナ禍を経て市民活動の活性化、新たな担い手の育成が必要 ■ 地域の潜在的なニーズの掘り起こしや、活動者が活動しやすい環境づくりが必要
（２）福祉人財を育みます	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護職員初任者研修受講料の助成や、福祉の仕事に関する就職フェアの開催等、福祉人財の確保・支援を行った。 ■ キャラバンメイトサポーター養成講座を開催した。 ■ 事業者からの認知症サポーター養成講座への参加や介護に関する入門的研修への協力がみられた。 ■ 保育人財の確保や業務効率化の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉の仕事に関する魅力発信の工夫が必要 ■ 認知症サポーター養成等の継続した取組が必要 ■ 講師を担う事業者が固定化されており、さらなる広がりが必要 ■ 保育人財の確保に向けた継続的な支援や業務の効率化が必要

《基本目標Ⅲに対する第２次計画における成果と第３次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
○生涯学習や介護予防、ボランティア等多方面からの地域における人財の育成や、専門職の確保支援等を行った。	○地域福祉を担う人財の裾野を広げることや、福祉ニーズの増大に向けたさらなる専門職の確保に向けた取組が必要

基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる

市民、行政、社会福祉協議会や関係団体など、米原市のあらゆる主体がつながり、協力・役割分担しながら、地域福祉の推進に取り組むための仕組みや体制をつくります。

主な取組	主な課題
つながるしくみを強化します	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 重層的支援体制に関する各種会議開催により複合的な課題を抱える世帯全体をチームで支援する考え方が浸透した。 ■ 1層（米原市全域）、2層（山東、伊吹、米原、近江の4地域）協議体は分野を超えた参加により、できることを共有しながら、福祉に捉われない話し合いの場となった。 ■ 福祉懇談会や見守りネットワーク会議の開催等、自治会役員、福祉協力員や事業者等が参加し、専門職ともつながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療介護・認知症・生活支援の各コーディネーターの連携を深める方法の検討が必要 ■ 話し合いからアクションにつながるものが少なく、具体的な進め方の検討が必要 ■ 自治会役員等の交代により、継続的な話し合いが難しい。

《基本目標Ⅳに対する第2次計画における成果と第3次計画に向けた課題》

【成果】	【課題】
<p>○ 多様な人財による協議の場や機会が確保され、連携の幅が広がった。</p>	<p>○ 地域や多職種による連携を有効活用した地域課題の解決につなげる取組が必要</p>

2 統計から見るまちの姿

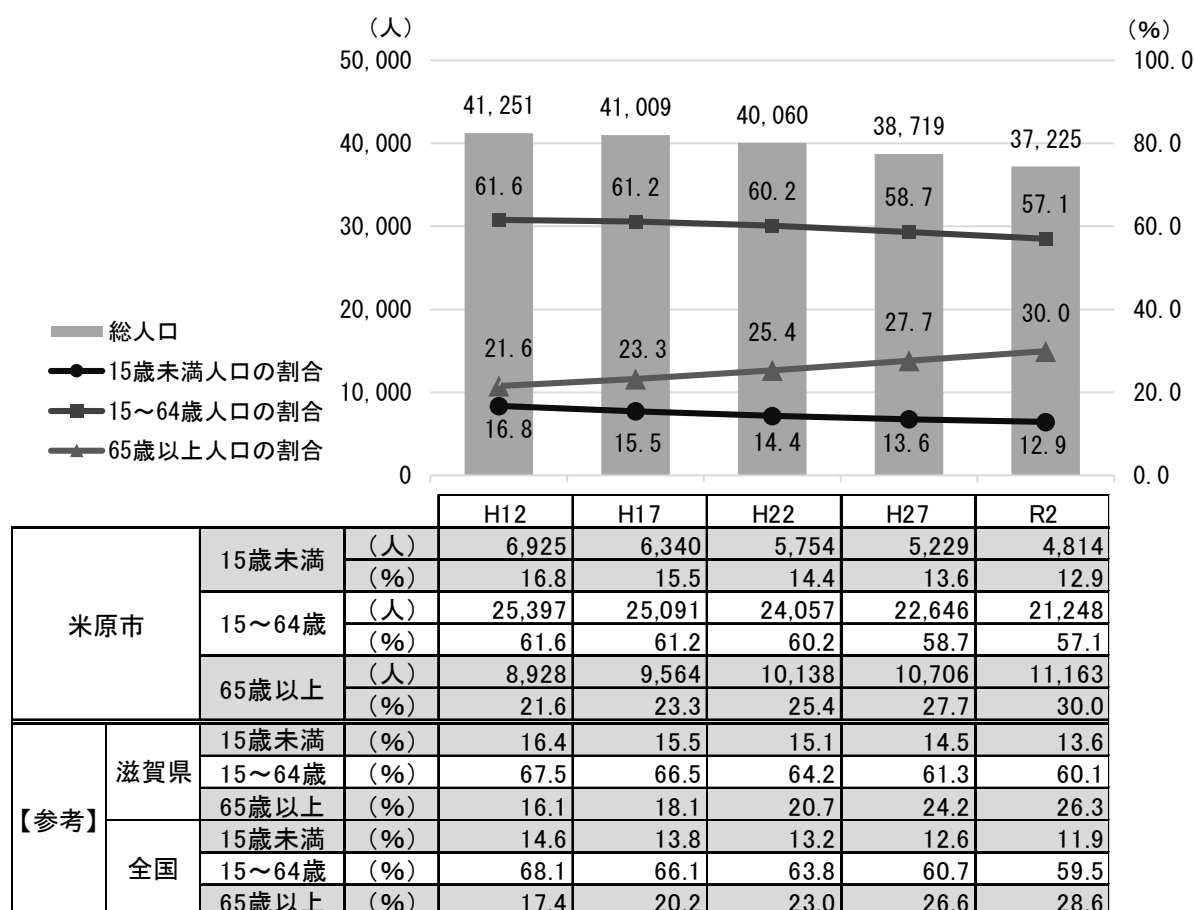
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成12年（2000年）以降減少しており、令和2年（2020年）には37,225人と、20年間で約4,000人減少しています。

また、年齢3区分別人口を見ると、少子高齢化が進んでおり、15歳未満の年少人口の割合と15～64歳の生産年齢人口の割合が低下し続けているのに対し、65歳以上の高齢者人口の割合は上昇を続け、令和2年（2020年）には30.0%となっています。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移

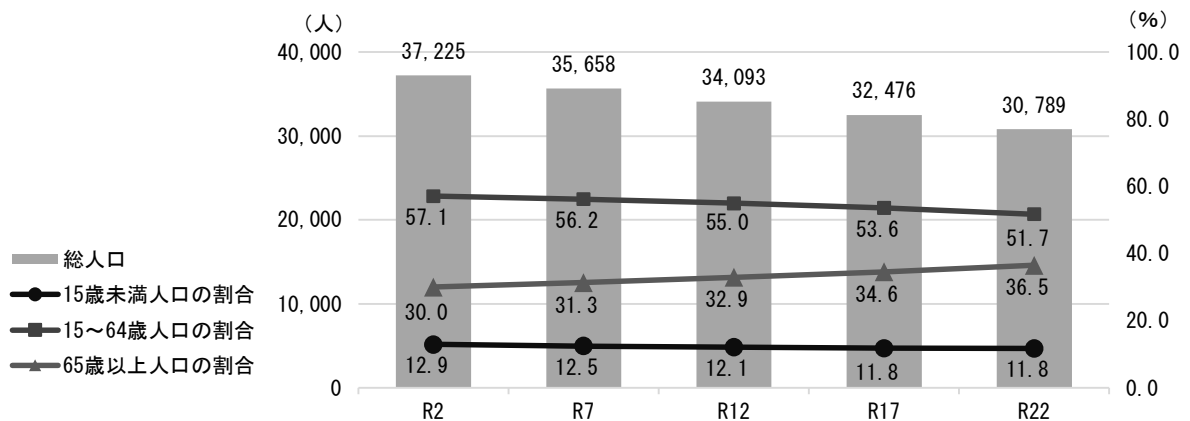


※総人口には「不詳」を含むため、年代別の人口を合計しても総数と一致しない。

割合は、分母から不詳を除いて、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

資料：国勢調査

【参考】 将来人口と年齢3区分別人口割合の推計



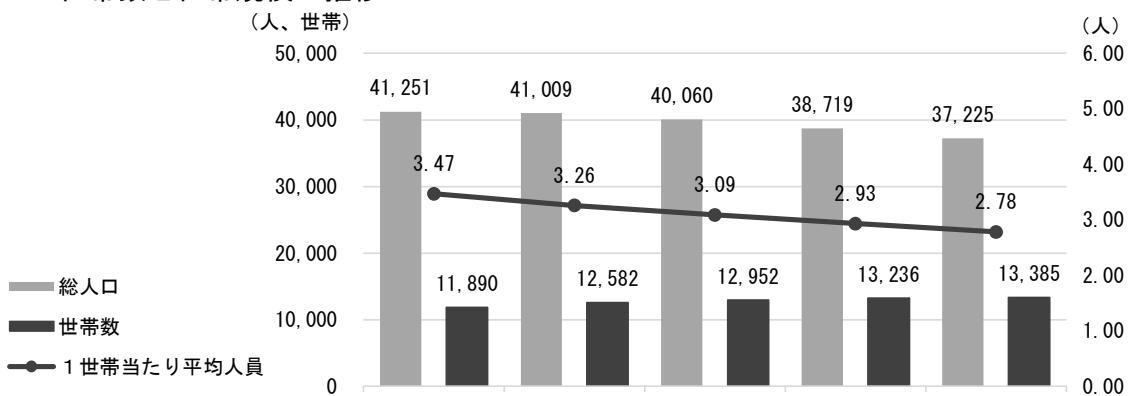
※R2は国勢調査による実績値

資料：国立社会保障・人口問題研究所（H30推計）

② 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、令和2年（2020年）には13,385世帯と増加を続けています。一方で、1世帯当たり平均人員は減少を続けており、令和2年（2020年）には2.78人となっています。

■ 世帯数と世帯規模の推移



1世帯当たり平均人員(人)		H12	H17	H22	H27	R2
米原市		3.47	3.26	3.09	2.93	2.78
【参考】	滋賀県	3.05	2.88	2.72	2.63	2.47
	全国	2.70	2.58	2.46	2.38	2.26

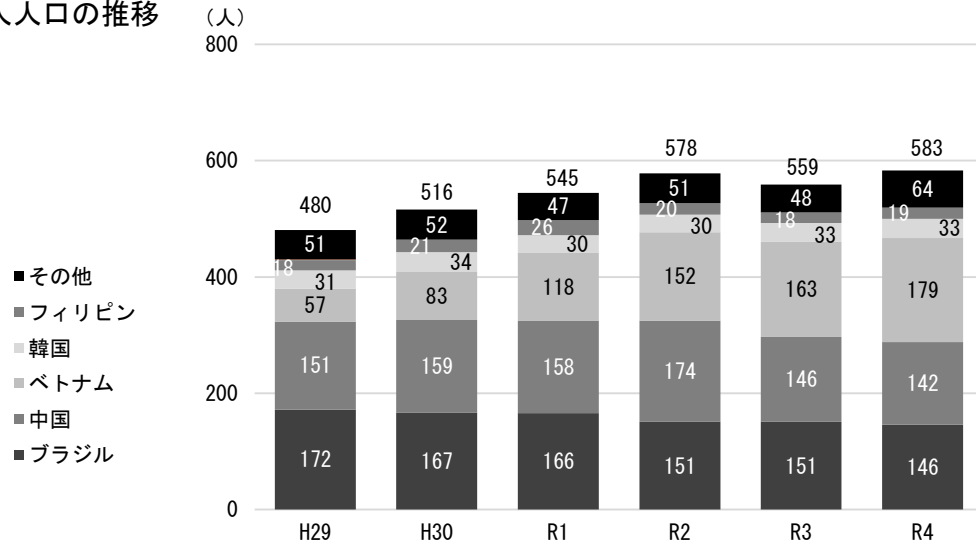
※世帯数、1世帯当たり平均人員には、一般世帯だけでなく施設等の世帯も含む。

資料：国勢調査

③ 外国人人口の状況

外国人人口を見ると、増加傾向で推移しており、平成29年（2017年）から令和4年（2022年）で約100人増加しています。国籍別で見ると、ベトナム国籍の人の増加が顕著となっています。

■外国人人口の推移



資料：国籍別年齢別男女別人員調査（各年9月30日現在）

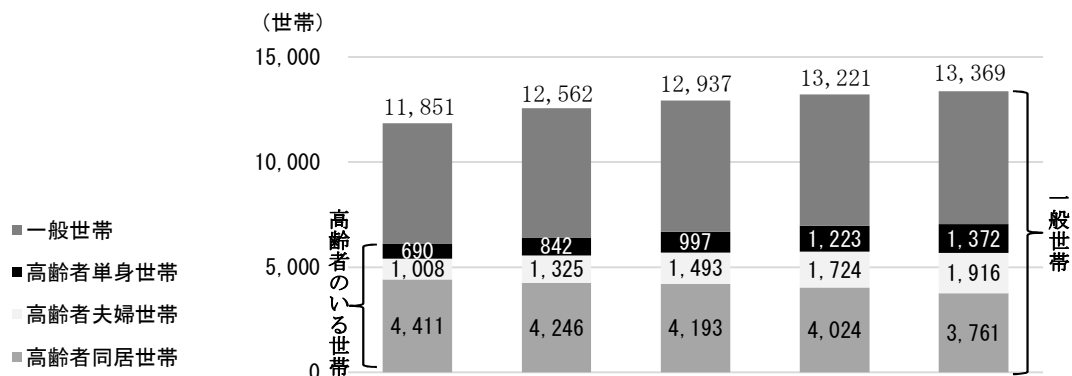
（2）支援が必要な人の状況

① 高齢者の状況

高齢者世帯の状況を見ると、令和2年（2020年）には7,049世帯と、一般世帯の半数以上が65歳以上の高齢者がいる世帯となっています。

特に、高齢者のみの世帯である高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加を続けており、平成12年（2000年）と比べ、それぞれ2倍程度となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移

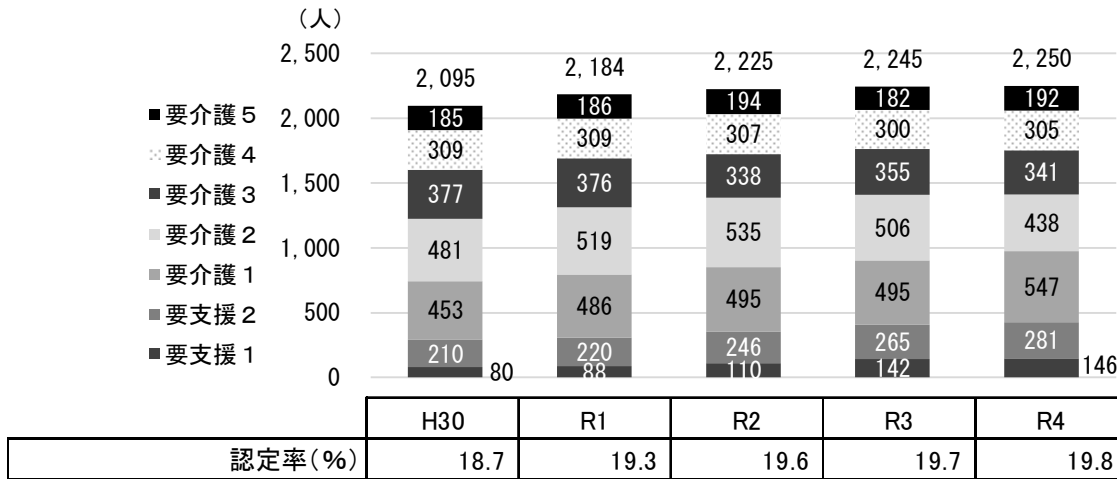


一般世帯に占める割合(%)	H12	H17	H22	H27	R2
65歳以上の高齢者のいる世帯	51.5	51.1	51.7	52.7	52.7
高齢者同居世帯	37.2	33.8	32.4	30.4	28.1
高齢者夫婦世帯	8.5	10.5	11.5	13.0	14.3
高齢者単身世帯	5.8	6.7	7.7	9.2	10.3

資料：国勢調査

要介護（要支援）認定者数の推移を見ると、増加傾向にあり、特に「要支援1」から「要介護1」までの軽度が増加しています。

■要介護（要支援）認定者数の推移

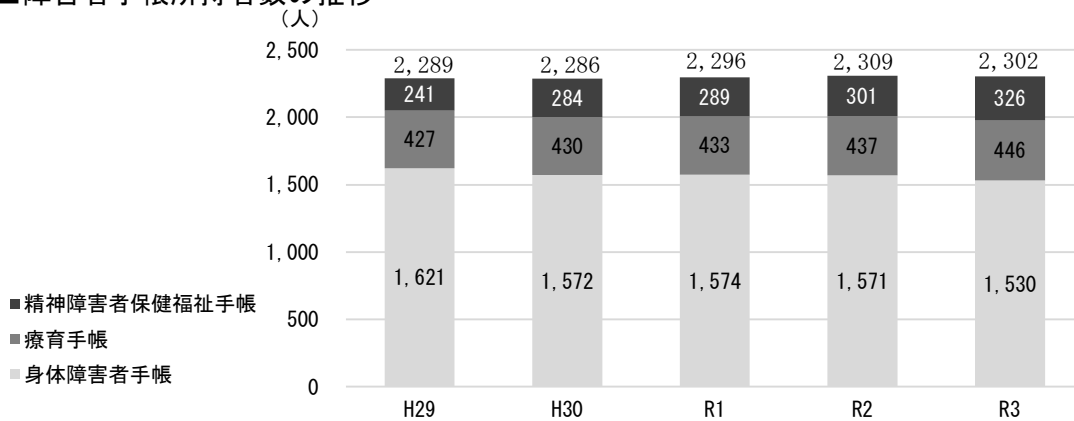


※認定率は、第1号被保険者に対する65歳以上の要介護・要支援認定者の割合
資料：高齢者の状況「米原市」（各年10月1日現在）

② 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、「身体障害者手帳」は減少傾向にあり、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」では増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

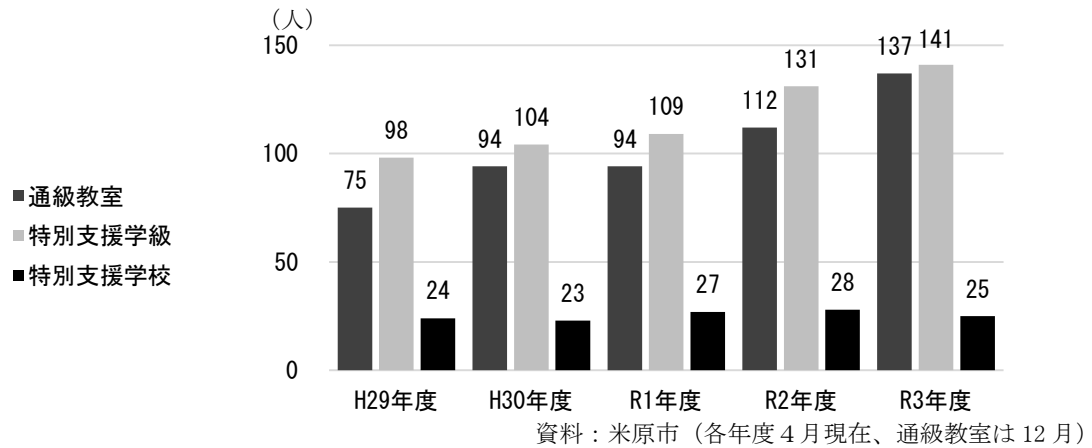


資料：米原市（各年4月1日現在）

③ 特別支援教育等の状況

特別支援教育等の推移を見ると、通級教室、特別支援学級の利用者数は増加傾向となっており、特別支援学校の利用者数は横ばいで推移しています。

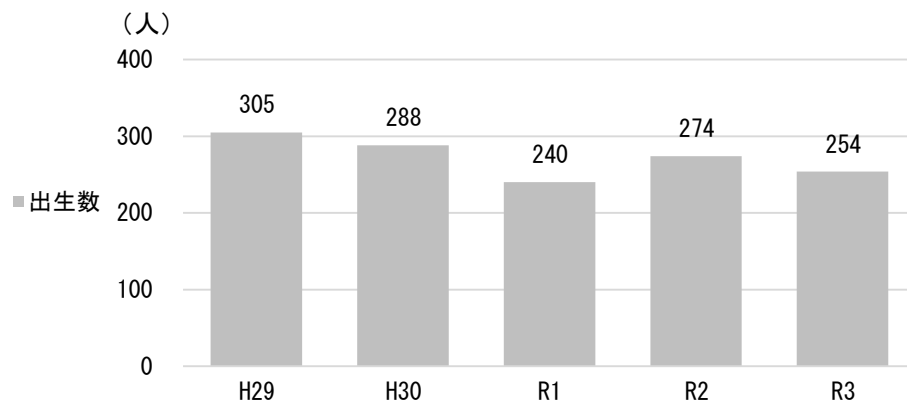
■特別支援教育等を利用する児童生徒数の推移



④ 子ども・子育ての状況

出生数の推移を見ると、平成29年（2017年）と令和3年（2021年）を比較すると51人減少しており、減少傾向にあります。

■出生数の推移

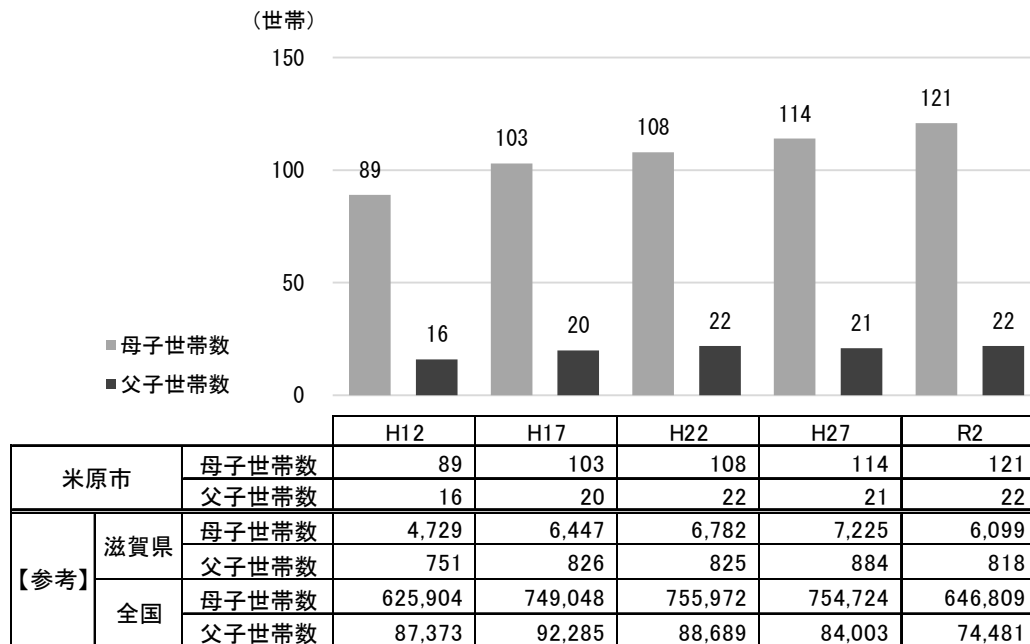


⑤ ひとり親世帯の状況

母子世帯数、父子世帯数の推移を見ると、母子世帯数は増加を続けており、令和2年（2020年）は121世帯となっており、父子世帯は横ばいで推移しています。

※ひとり親世帯：核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

■母子世帯数および父子世帯数の推移

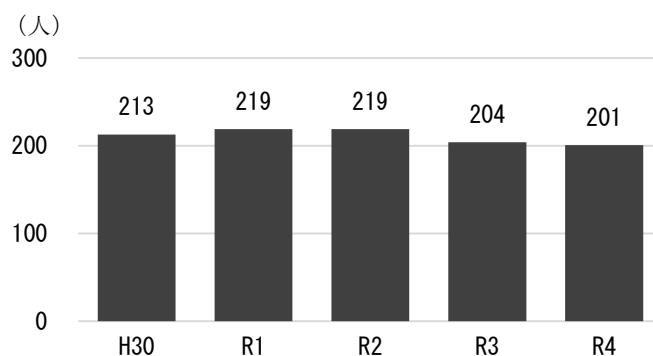


資料：国勢調査

⑥ 児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数の推移を見ると、横ばいから減少傾向で推移しています。

■児童扶養手当受給者数の推移

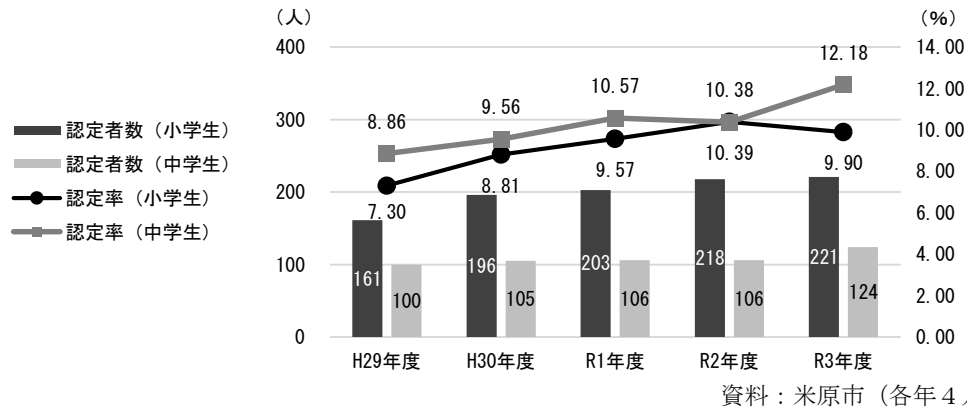


資料：米原市（各年4月1日現在）

⑦ 就学援助認定者の状況

就学援助認定者の推移を見ると、小学生・中学生ともに増加傾向で推移しており、令和3年度(2021年度)では、小学生が221人、認定率は9.90%、中学生が124人、認定率は12.18%となっています。

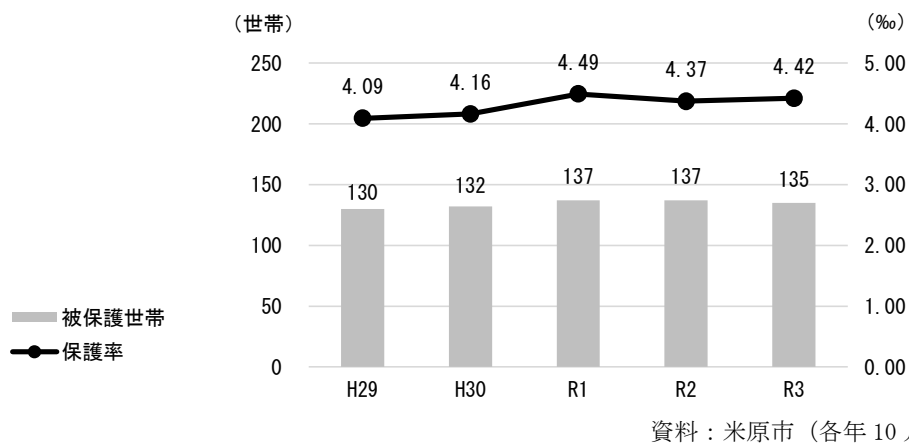
■就学援助認定者、認定率の推移



⑧ 生活保護の状況

生活保護受給世帯数の推移を見ると、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年(2021年)は135世帯となっています。

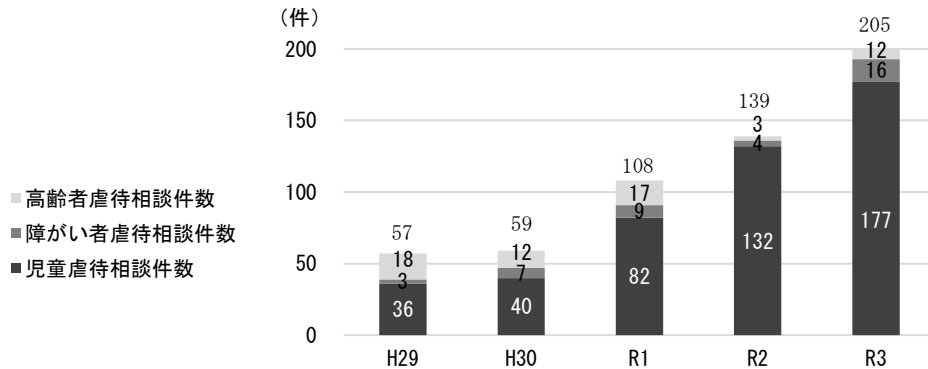
■生活保護受給世帯等の推移



⑨ 虐待相談件数の状況

虐待相談件数の推移を見ると、児童虐待では大幅に増加しています。

■虐待相談件数の推移

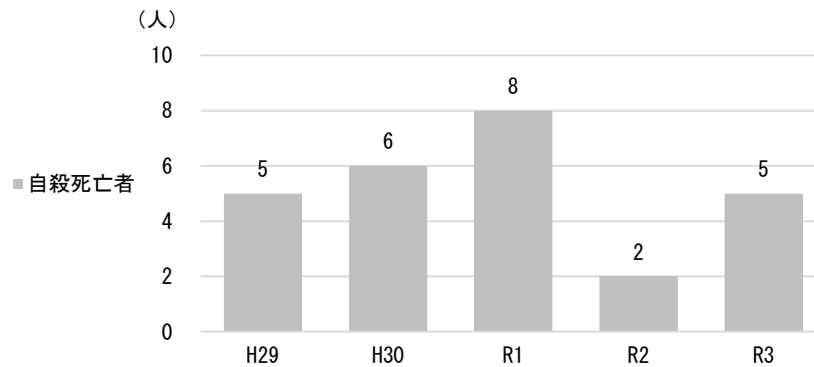


資料：米原市

⑩ 自殺者数の状況

自殺者数の推移を見ると、平成 29 年度以降、5 人程度で推移しています。

■自殺者数の推移

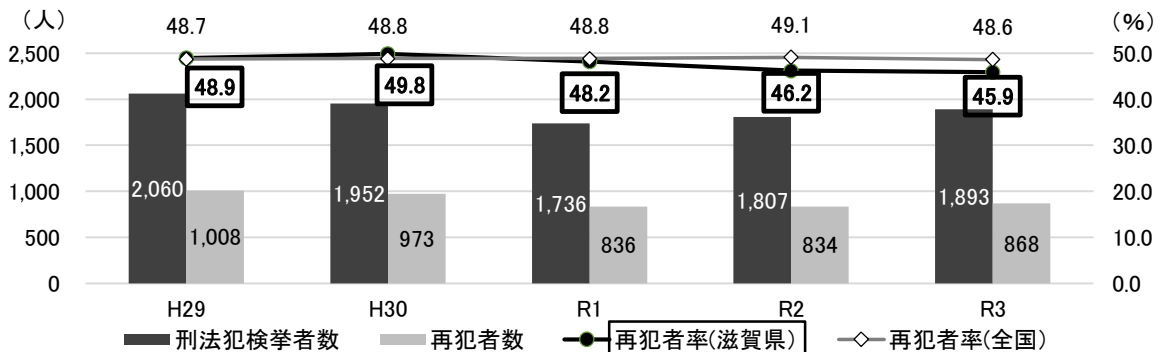


資料：米原市

⑪ 再犯の状況

滋賀県における再犯者率は低下傾向にあり、近年では全国よりも低い水準となっていますが、令和 3 年においても再犯者率は 4 割を超えています。

■再犯者数および再犯者率の推移



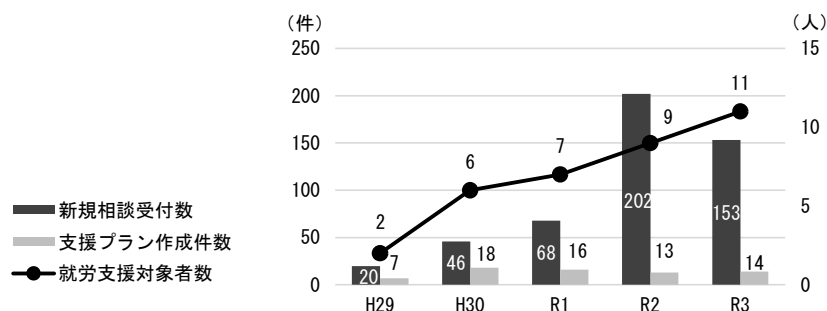
資料：滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、法務省

(3) 支援制度、活動等の状況

① 生活困窮者自立支援制度の状況

生活困窮者自立支援制度の推移を見ると、新規相談受付数はコロナ禍の影響により令和2年（2020年）に大きく増加しています。また、就労支援対象者数は増加を続けています。

■生活困窮者自立支援制度に関する支援の推移

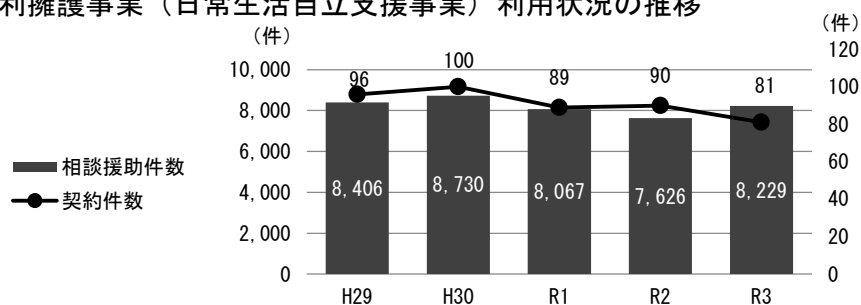


資料：米原市

② 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況の推移を見ると、相談援助件数は平成30年（2018年）から令和2年（2020年）にかけて減少していましたが、令和3年（2021年）には増加に転じています。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用状況の推移

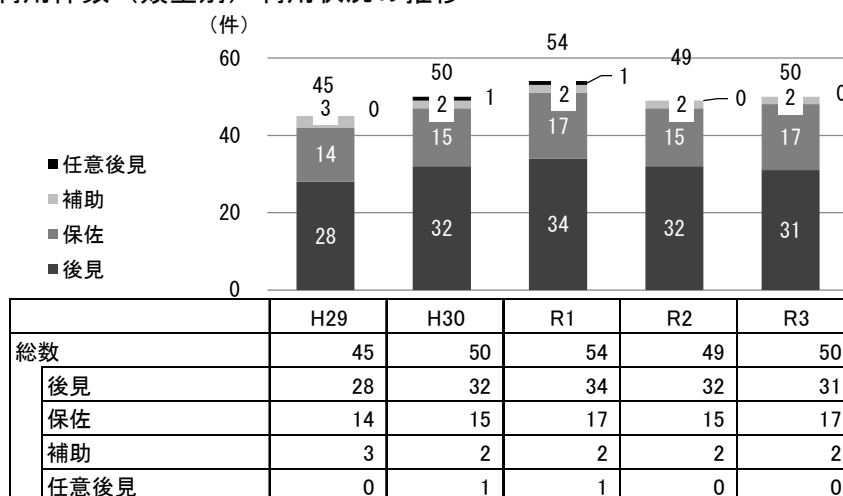


資料：米原市社会福祉協議会

③ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況の推移を見ると、横ばいで推移しており、令和3年（2021年）では50件となっています。

■成年後見制度利用件数（類型別）利用状況の推移

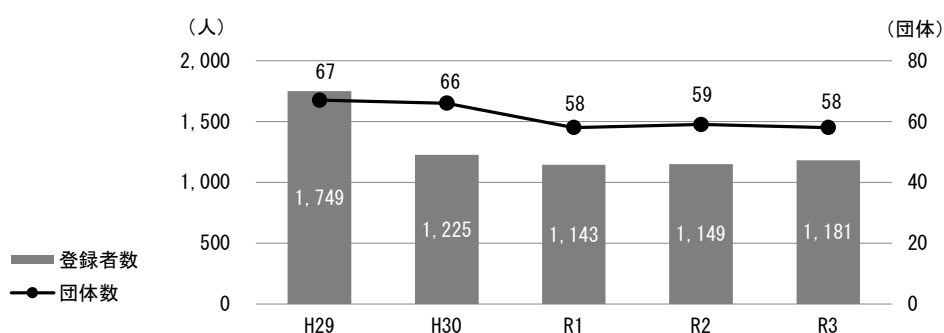


資料：大津家庭裁判所における成年後見制度利用者の住所地別一覧表

④ ボランティアの状況

ボランティアセンター登録者数・登録団体数の推移を見ると、令和元年（2019年）以降、横ばいで推移しており、令和3年（2021年）では1,181人、58団体となっています。

■ボランティアセンター登録者数・登録団体数の推移



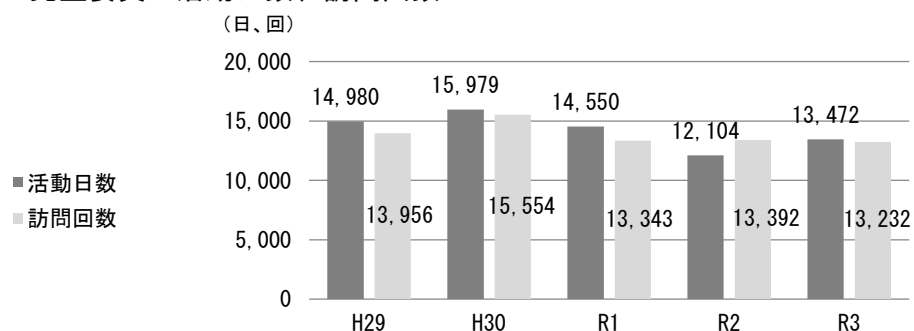
資料：登録ボランティア一覧表（米原市）（H29のみ事業報告書より）

資料：米原市（各年4月1日現在）

⑤ 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の活動状況の推移を見ると、コロナ禍の影響もあり、近年は活動日数、訪問回数ともに平成30年（2018年）と比較すると減少が続いています。

■民生委員・児童委員の活動日数、訪問回数



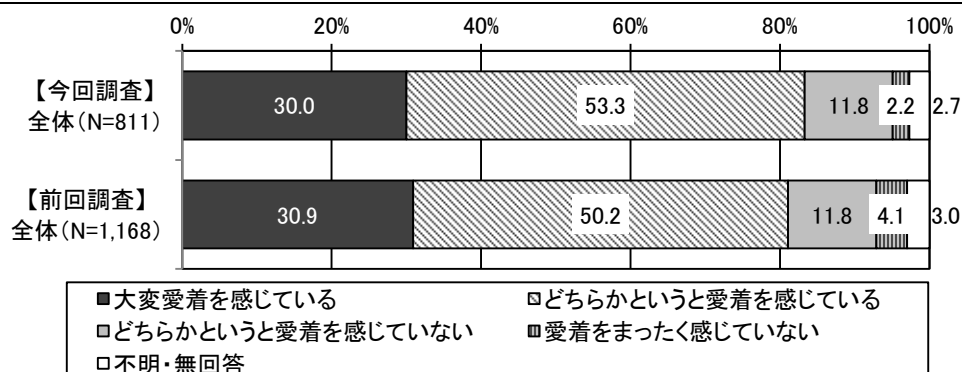
資料：米原市（各年4月1日現在）

3 各種調査やふくし座談会等から見るまちの姿

(1) 市民アンケート調査結果の概要

① あなたは、自分が住んでいる地域にどの程度の愛着を感じていますか。(1つに○)

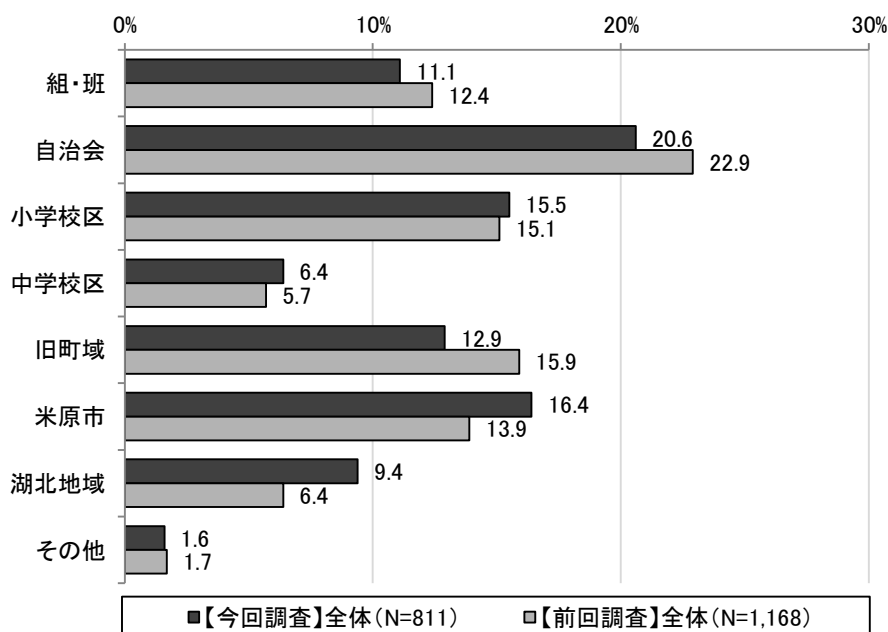
地域への愛着についてみると、【愛着を感じている】(「大変愛着を感じている」「どちらかという愛着を感じている」の合計)が83.3%、【愛着を感じていない】(「どちらかという愛着を感じていない」「愛着をまったく感じていない」の合計)が14.0%となっています。



② あなたにとって「身近な地域」とはどの程度の範囲ですか。(1つに○)

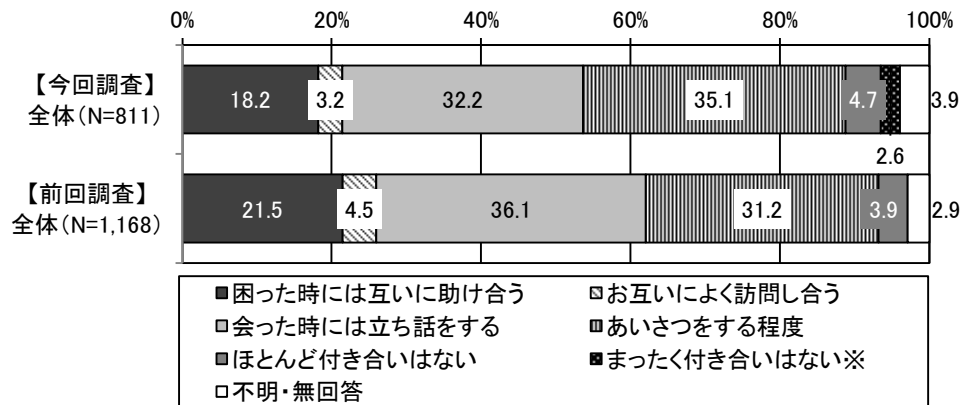
「身近な地域」の範囲についてみると、「自治会」が20.6%と最も高く、次いで「米原市」が16.4%、「小学校区」が15.5%と続いています。

前回調査と比較すると、「組・班」「自治会」「旧町域」が低くなっているのに対して、「小学校区」「中学校区」「米原市」「湖北地域」が高くなっています。



③ あなたは、ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。(1つに○)

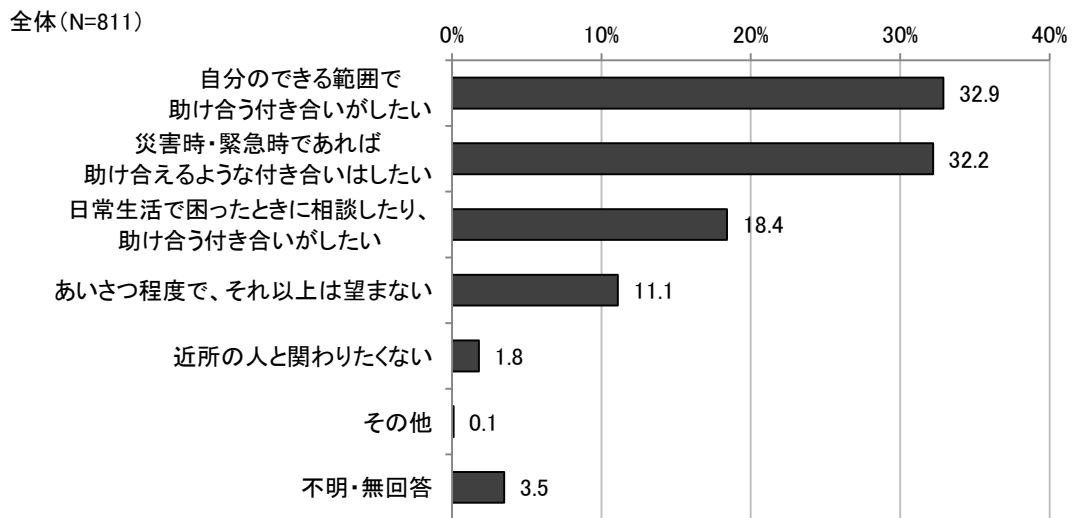
近所付き合いについてみると、「あいさつをする程度」が35.1%と最も高く、次いで「会った時には立ち話をする」が32.2%、「困った時には互いに助け合う」が18.2%と続いています。



※前回調査では項目なし

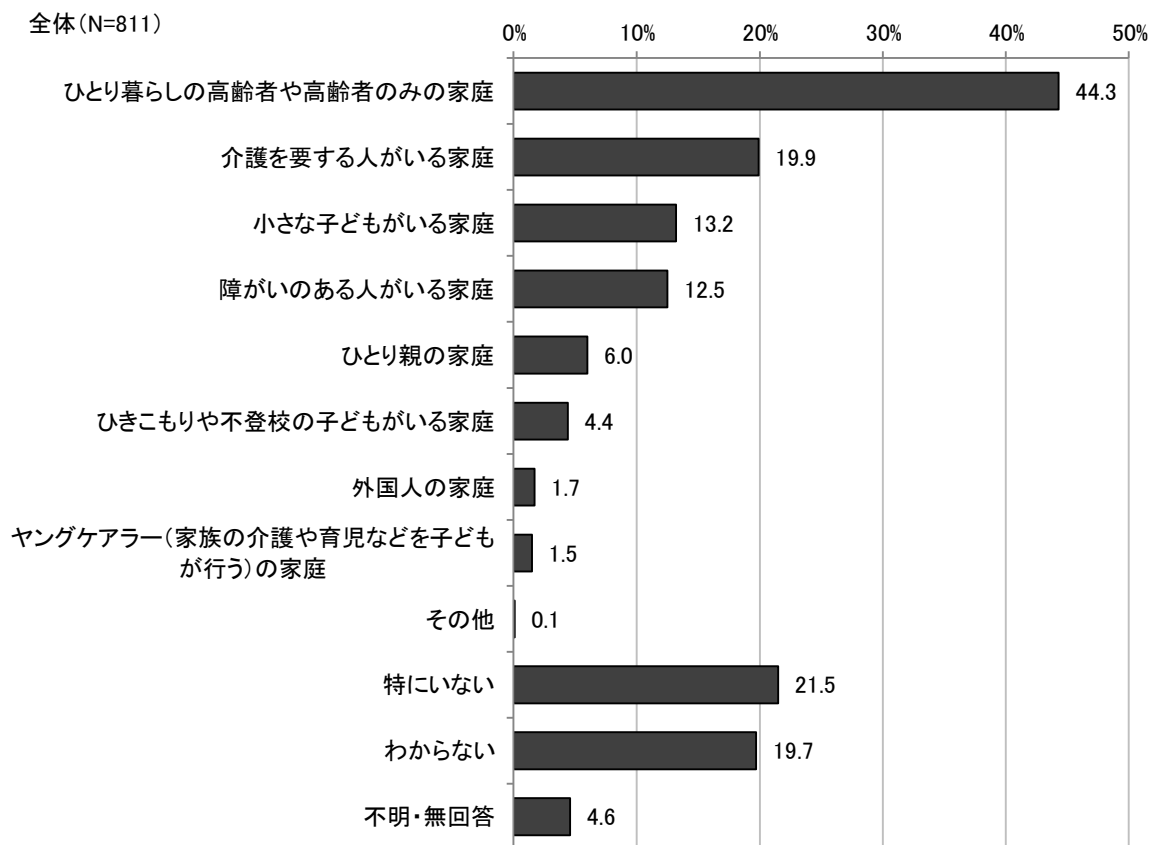
④ あなたは今後、どの程度近所付き合いをしていきたいですか。(1つに○)

今後、どの程度近所付き合いをしていきたいかについてみると、「自分のできる範囲で助け合う付き合いがしたい」が32.9%と最も高く、次いで「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が32.2%、「日常生活で困ったときに相談したり、助け合う付き合いがしたい」が18.4%と続いています。



⑤ 近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる御家庭がありますか。
 (当てはまるもの全てに○)

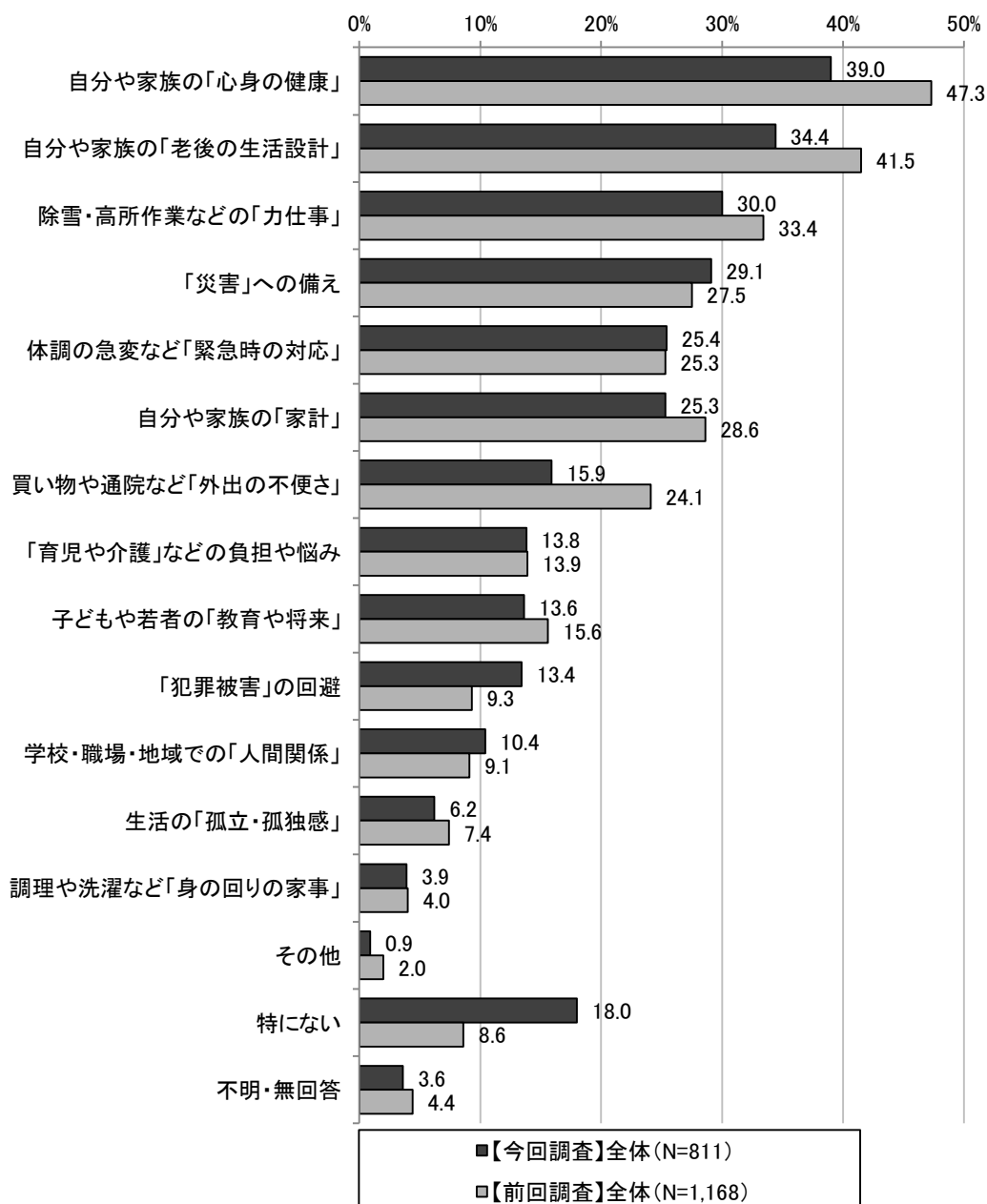
近所に、手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるかについてみると、「ひとり暮らしの高齢者のみの家庭」が44.3%と最も高く、次いで「特にいない」が21.5%、「介護を要する人がいる家庭」が19.9%と続いています。



⑥ あなたは、日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることはありますか。
 (当てはまるもの全てに○)

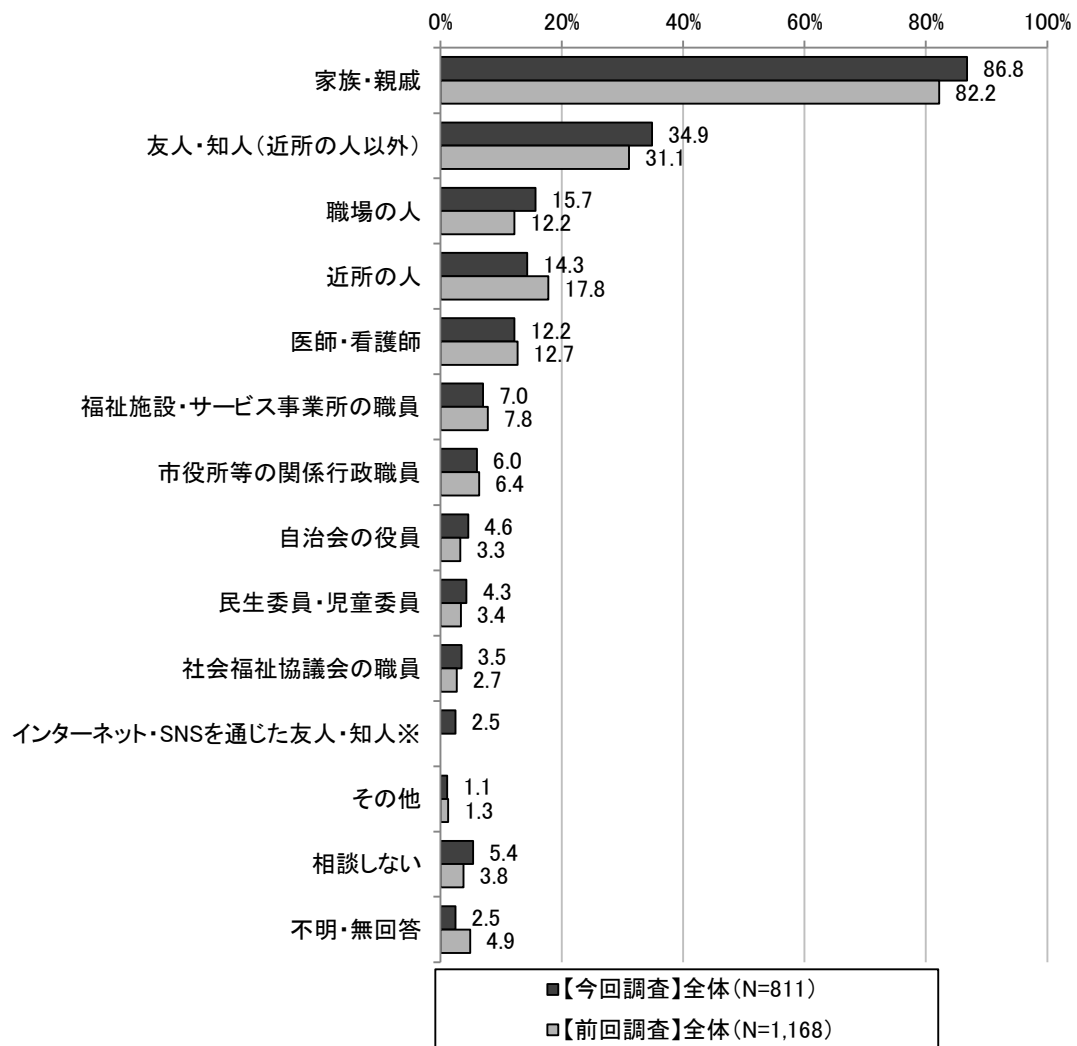
日々の生活で困っていること、悩みや不安に感じていることについてみると、『自分や家族の「心身の健康」』が 39.0%と最も高く、次いで『自分や家族の「老後の生活設計」』が 34.4%、『除雪・高所作業などの「力仕事」』が 30.0%と続いています。

前回調査と比較すると、『自分や家族の「心身の健康」』が 8.3 ポイント、『自分や家族の「老後の生活設計」』が 7.1 ポイント低くなっています。



⑦ あなたは、日々の生活のなかで困ったことがある時、誰に相談していますか。
 (当てはまるもの全てに○)

困った時の相談先についてみると、「家族・親戚」が86.8%と最も高く、次いで「友人・知人(近所の人以外)」が34.9%、「職場の人」が15.7%と続いています。

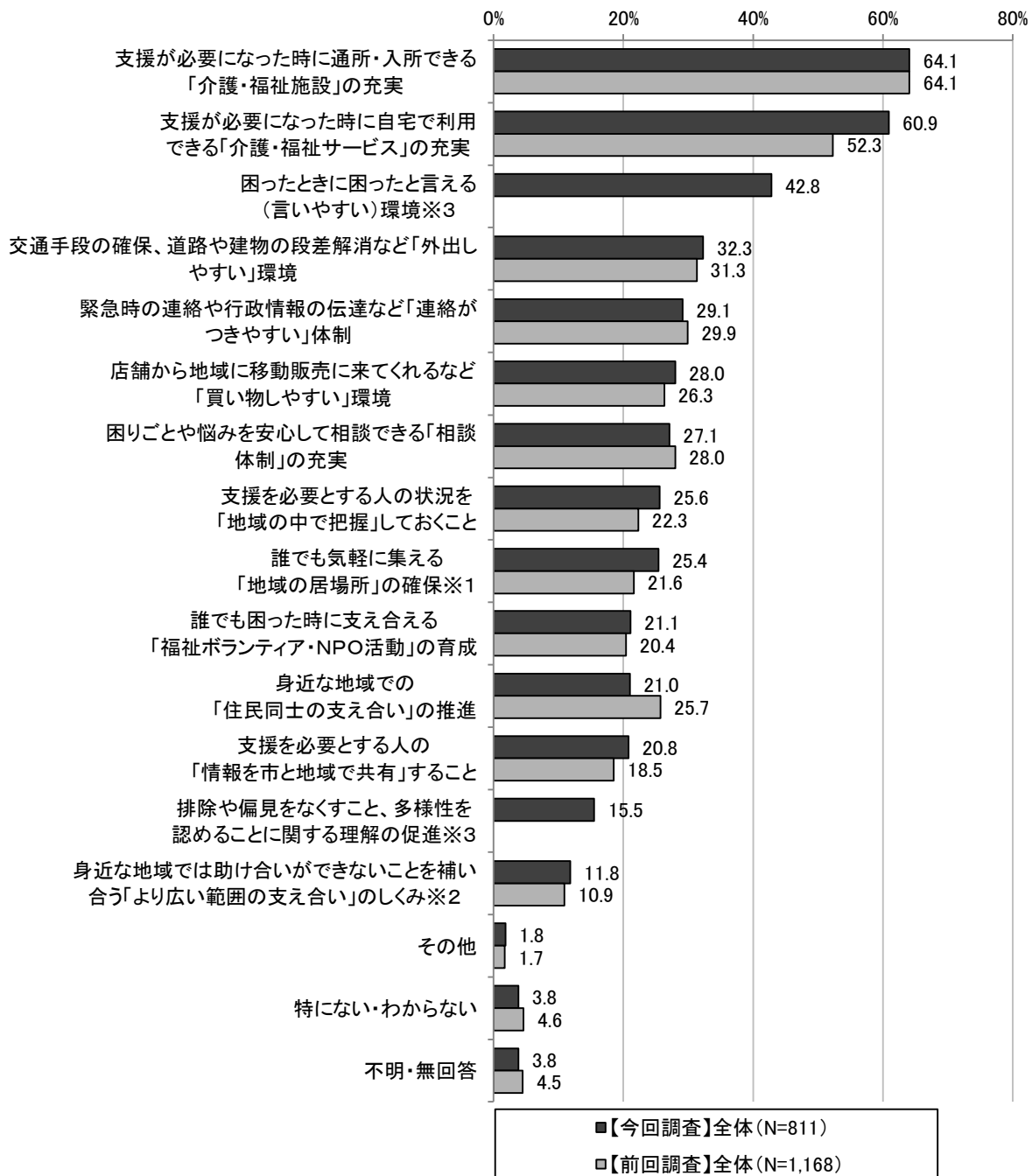


※前回調査では項目なし

⑧ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、身近な地域で、今後特に必要と思うことはどんなことですか。（当てはまるもの全てに○）

安心して生活するために特に必要と思うことについてみると、「支援が必要になった時に通所・入所できる介護・福祉施設の充実」が64.1%と最も高く、次いで「支援が必要になった時に自宅で利用できる介護・福祉サービスの充実」が60.9%、「困ったときに困ったと言える（言いやすい）環境」が42.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「支援が必要になった時に自宅で利用できる介護・福祉サービスの充実」が8.6ポイント高くなっています。



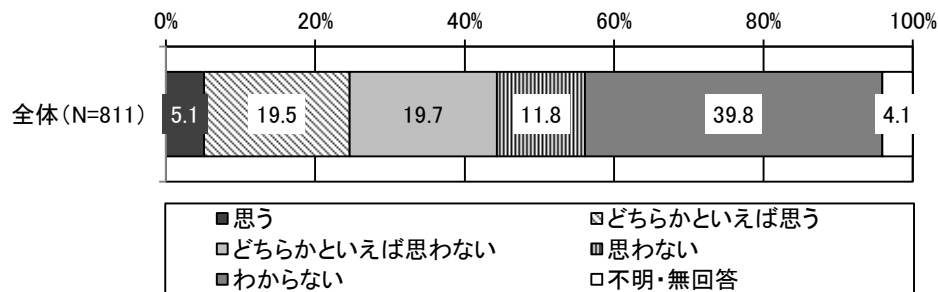
※1 前回調査では『誰でも気軽に集える「地域の拠点」の確保』

※2 前回調査では『地域では助け合いができないことを補い合う「より広い範囲の支え合い」のしくみづくり』

※3 前回調査では項目なし

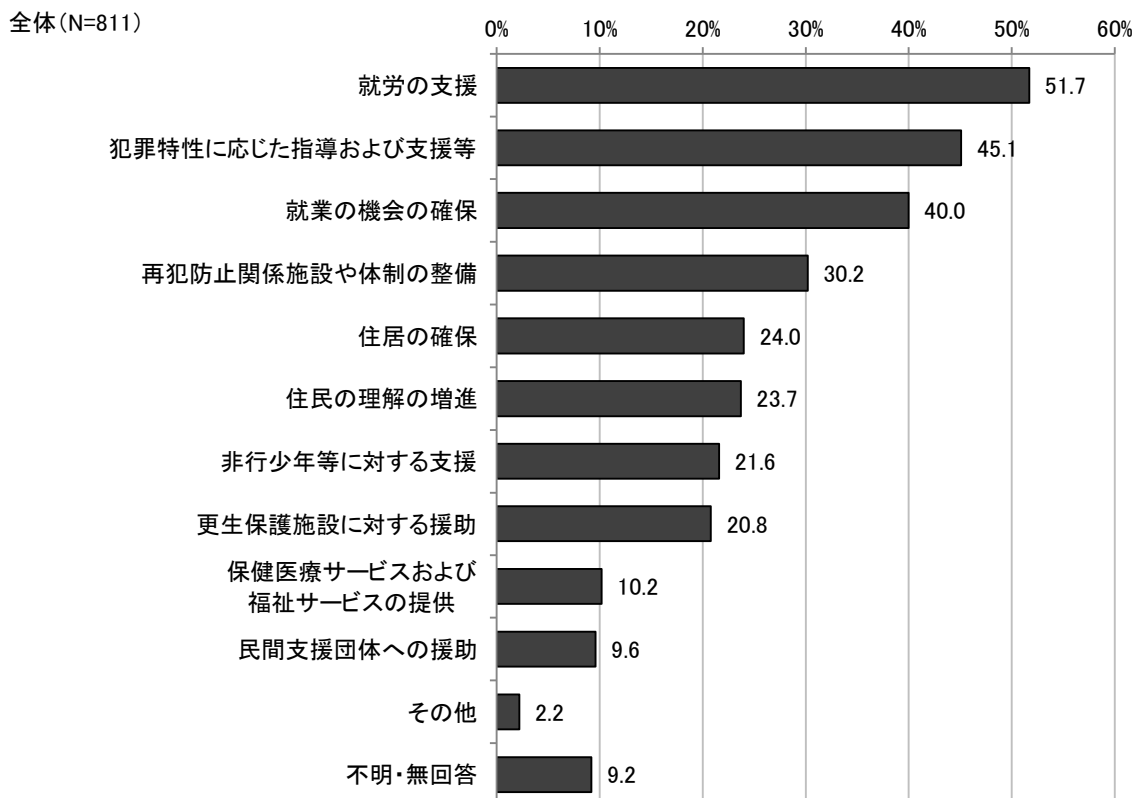
⑨ あなたは地域に刑務所出所者等がいた場合、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(1つに○)

犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについてみると、【思う】(「思う」「どちらかといえば思う」の合計)が24.6%、【思わない】(「どちらかといえば思わない」「思わない」の合計)が31.5%、「わからない」が39.8%となっています。



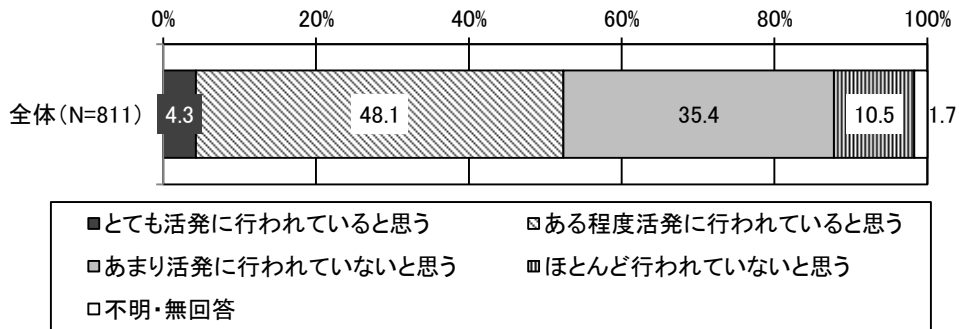
⑩ 再犯防止を推進するにあたって、どのような取組が必要だと思いますか。(当てはまるもの全てに○)

再犯防止を推進するにあたっての取組についてみると、「就労の支援」が51.7%と最も高く、次いで「犯罪特性に応じた指導および支援等」が45.1%、「就業の機会の確保」が40.0%と続いています。



⑪ あなたが住んでいる地域の住民自治活動は活発だと思いますか。(1つに○)

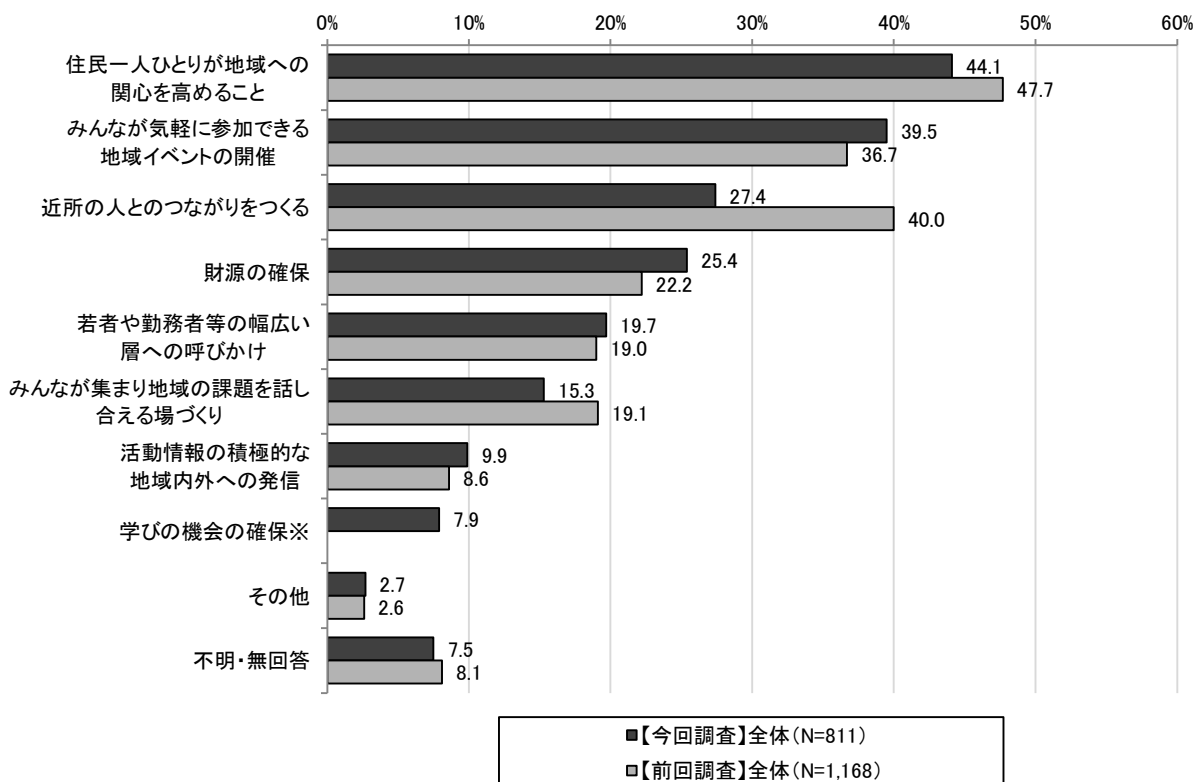
住民自治活動が活発だと思うかについてみると、【活発に行われていると思う】(「とても活発に行われていると思う」「ある程度活発に行われていると思う」の合計)が52.4%、【活発に行われていないと思う】(「あまり活発に行われていないと思う」「ほとんど行われていないと思う」の合計)が45.9%となっています。



⑫ 地域の住民自治活動を活発にするためには、主に何が必要だと思いますか。(3つまで○)

住民自治活動を活発にするために必要なことについてみると、「住民一人ひとりが地域への関心を高めること」が44.1%、「みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催」が39.5%、「近所の人とのつながりをつくる」が27.4%と続いています。

前回調査と比較すると、「近所の人とのつながりをつくる」が12.6ポイント低くなっています。

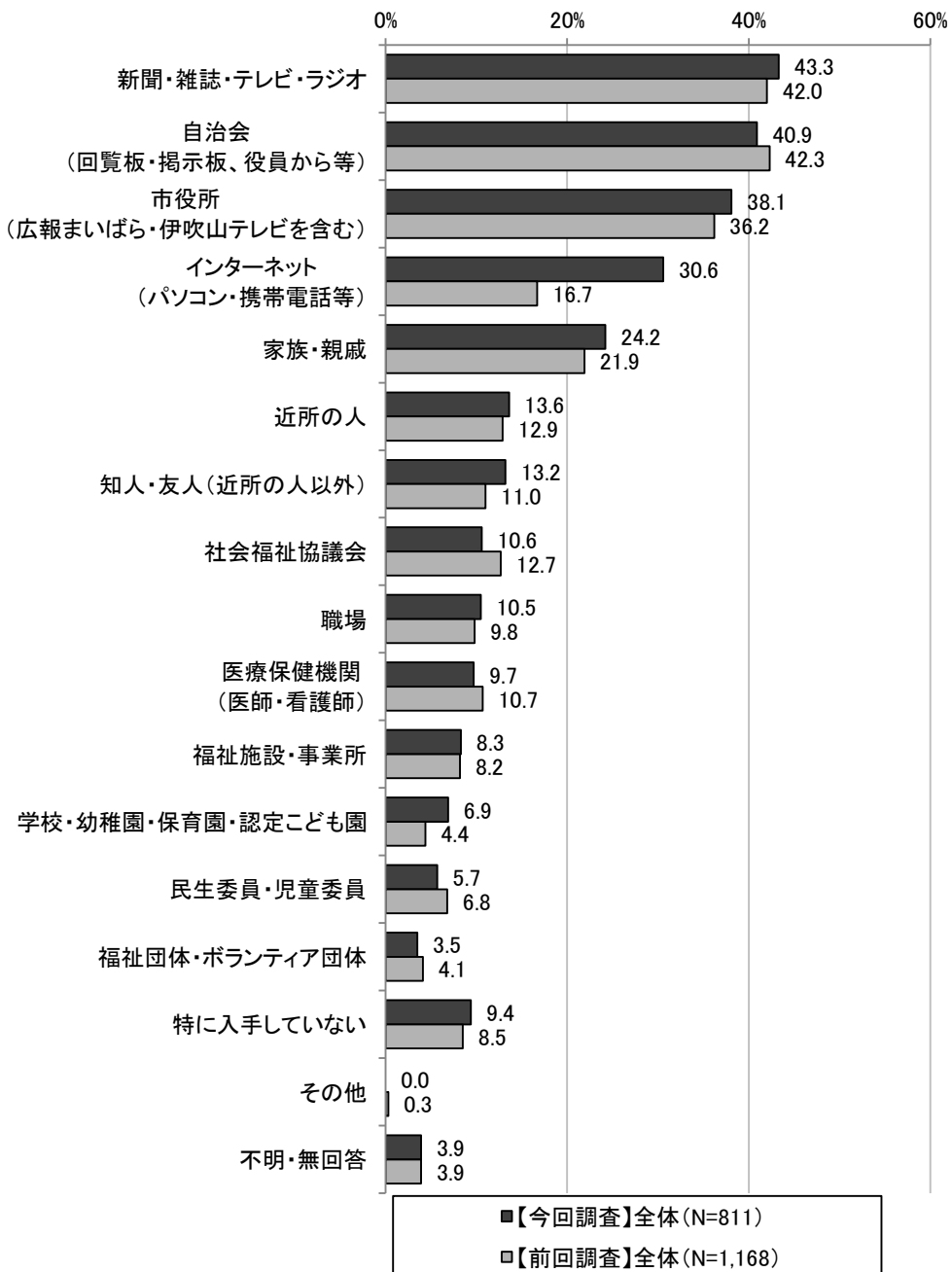


※前回調査では項目なし

⑬ あなたは、福祉に関する情報を、どこ（誰）から入手していますか。（当てはまるもの全てに○）

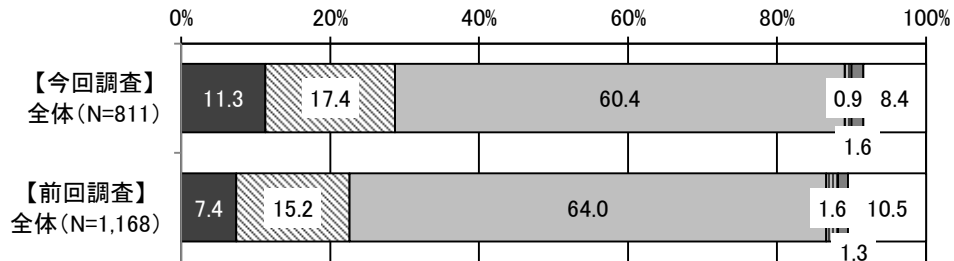
情報の入手先についてみると、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が43.3%と最も高く、次いで「自治会（回覧板・掲示板、役員から等）」が40.9%、「市役所（広報まいばら・伊吹山テレビを含む）」が38.1%と続いています。

前回調査と比較すると、「インターネット（パソコン・携帯電話等）」が13.9ポイント高くなっています。



⑭ あなたは、福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係についてどのように考えますか。(最も近い考え方1つに○)

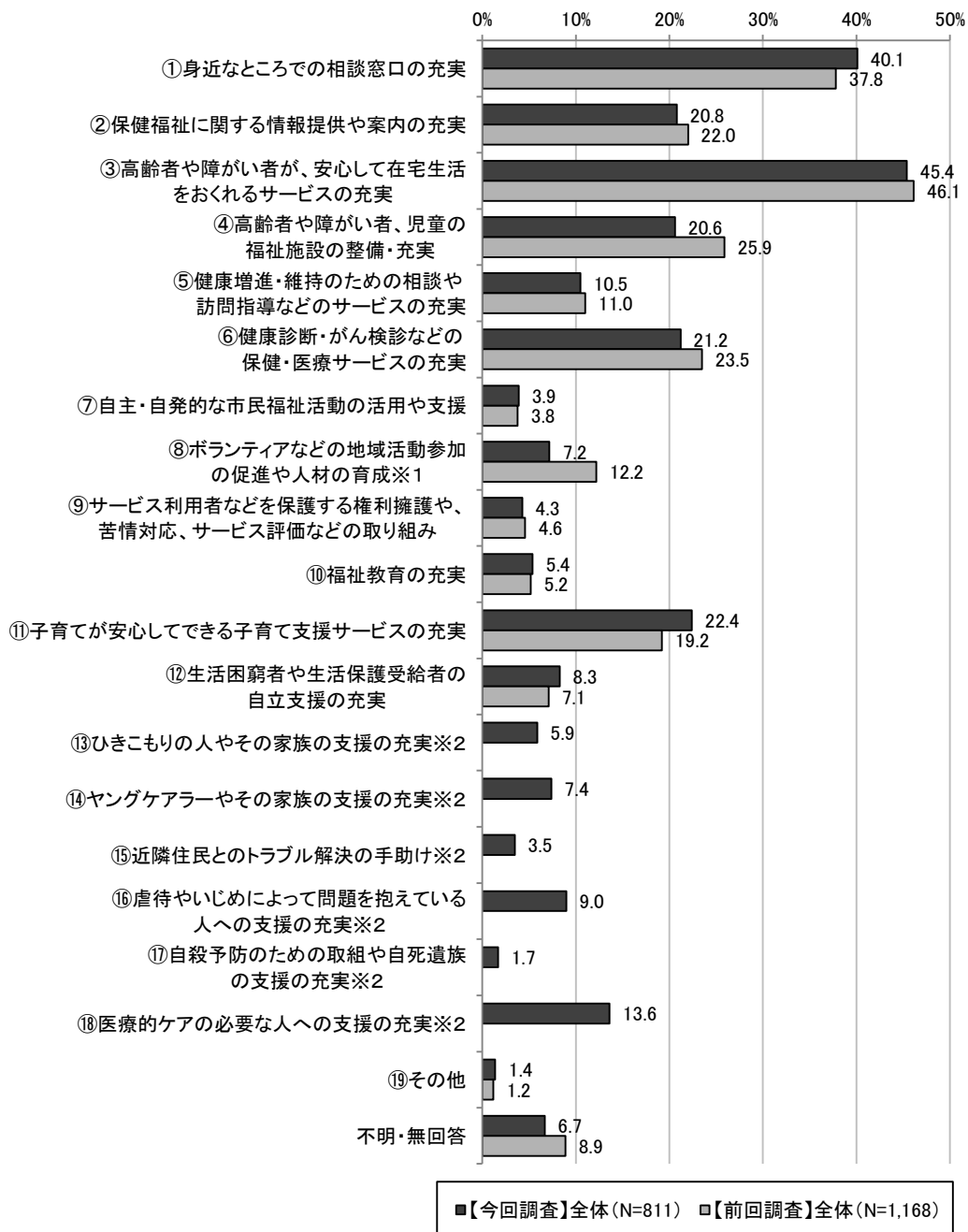
福祉を充実させるうえで考える、行政と地域住民の関係についてみると、「福祉を充実する責任は行政(国、県や市町村)にあるので、住民は特に協力することはない」が11.3%、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」が17.4%、「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が60.4%となっています。



- 福祉を充実する責任は行政(国や県、市町村)にあるので、住民は特に協力することはない
- 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである
- 福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである
- 住民が福祉課題に積極的に取り組み、行政に頼るべきではない
- その他
- 不明・無回答

⑮ 今後、米原市が健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、どれを優先して充実すべきだと思いますか。（3つまで○）

健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策についてみると、「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」が45.4%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が40.1%、「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が22.4%と続いています。



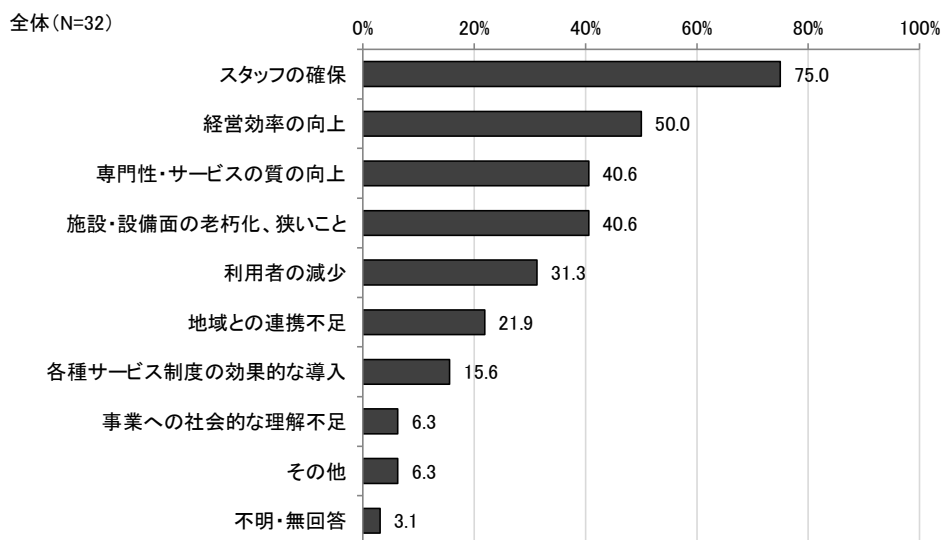
※1 前回調査では「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」と「ボランティアや地域活動にかかわる人材の育成」で表記

※2 ⑬～⑱は新規追加項目

(2) 福祉事業所アンケート調査結果の概要

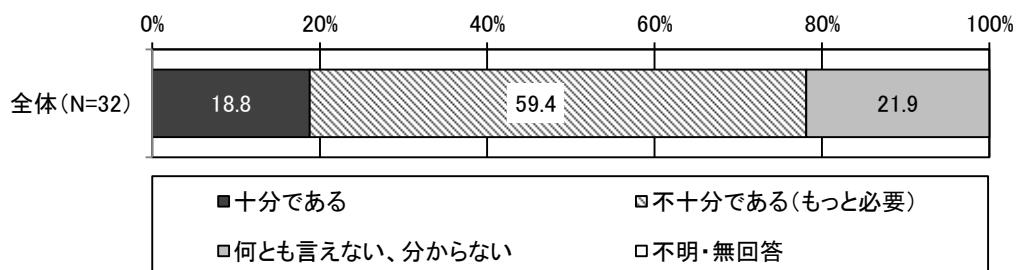
① 事業運営上の主な課題をお聞かせください。(当てはまるもの全てに○)

事業運営上の主な課題についてみると、「スタッフの確保」が75.0%と最も高く、次いで「経営効率の向上」が50.0%、「専門性・サービスの質の向上」「施設・設備面の老朽化、狭いこと」が40.6%と続いています。



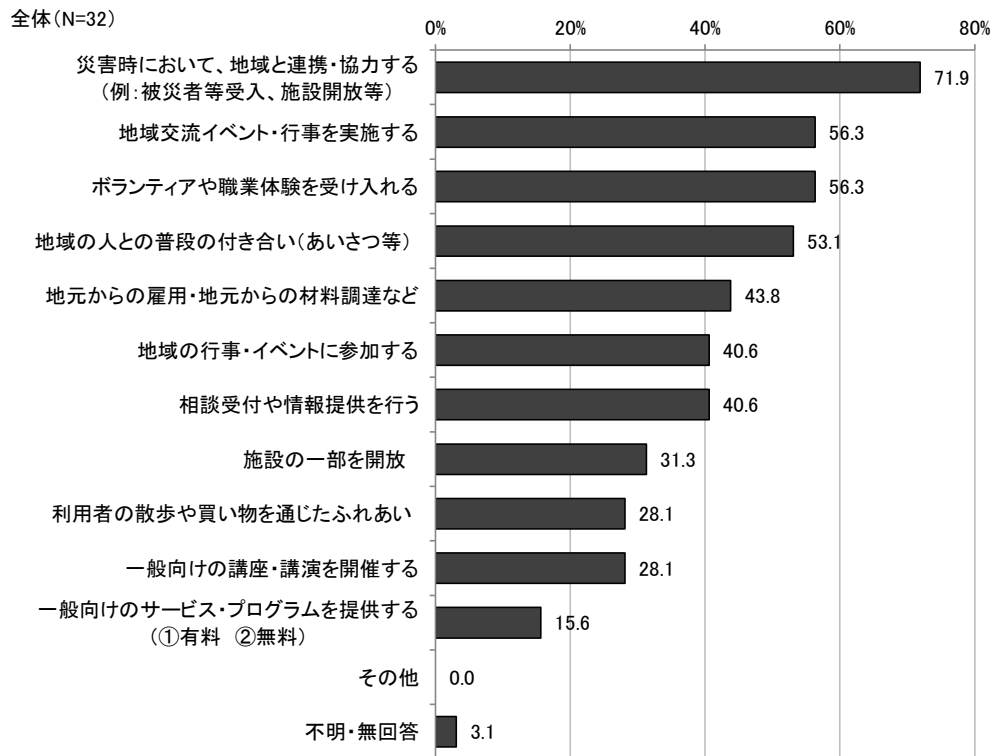
② 施設（事業所）と地域との交流・連携は、十分だと思いますか。(1つに○)

施設（事業所）と地域との交流・連携についてみると、「不十分である(もっと必要)」が59.4%と最も高く、次いで「何とも言えない、分からない」が21.9%、「十分である」が18.8%と続いています。



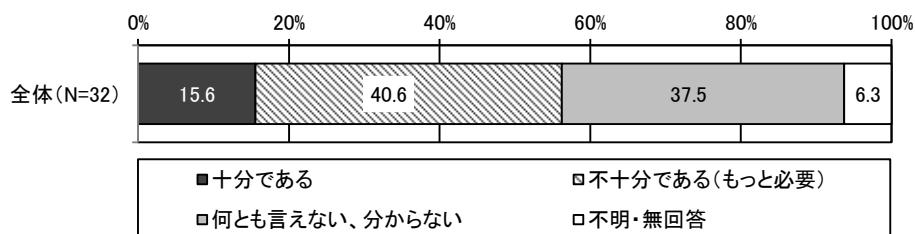
③ 地域福祉の推進や地域づくりを目的として、今後力を入れたいと考えている事業、活動は何ですか。※選択肢5については、有料か無料かもお答えください。(当てはまるもの全てに○)

今後力を入れたい事業、活動についてみると、「災害時において、地域と連携・協力する（例：被災者等受入、施設開放等）」が71.9%と最も高く、次いで「地域交流イベント・行事を実施する」「ボランティアや職業体験を受け入れる」が56.3%と続いています。



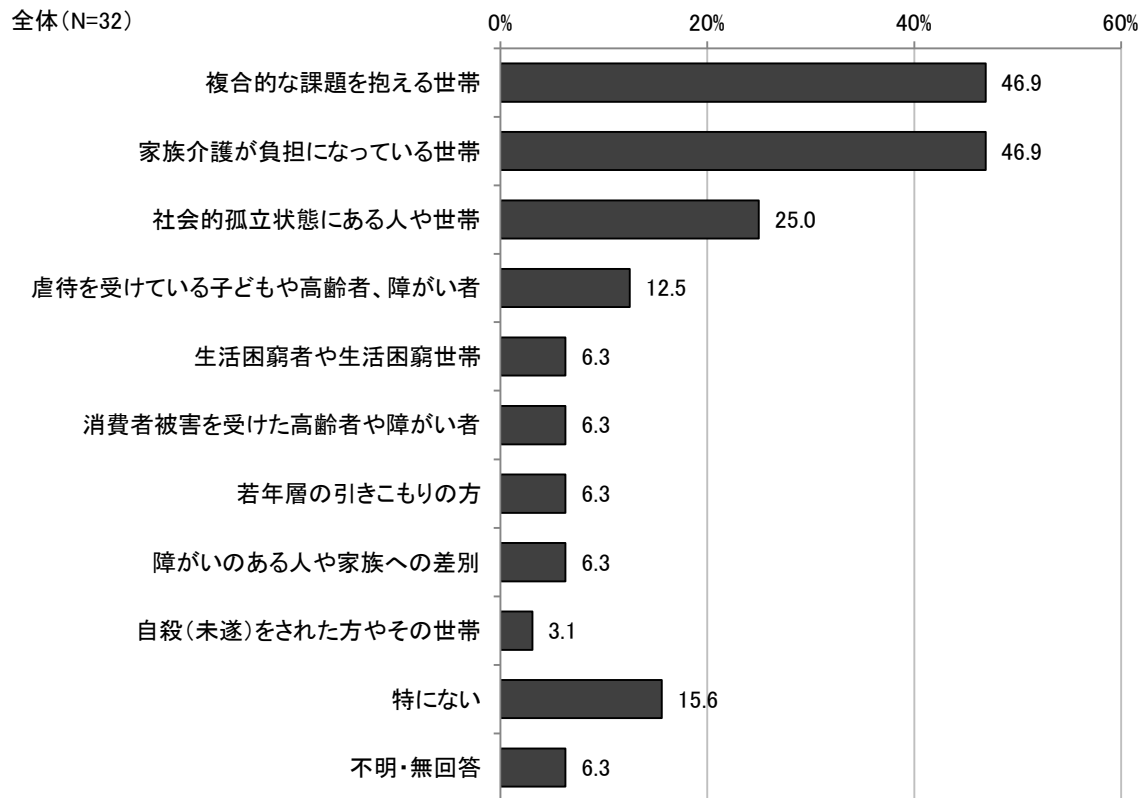
④ 事業所内だけでは解決できない問題（社会的・複合的な問題、家族の問題等）の解決について、困難ケースの解決体制は現状で十分だと思いますか。

困難ケースの解決体制についてみると、「不十分である（もっと必要）」が40.6%と最も高く、次いで「何とも言えない、分からない」が37.5%、「十分である」が15.6%と続いています。



⑤ 貴事業所が活動する中で、以下の方々に関する相談を受けたり、対応されたことはありますか。(当てはまるもの全てに○)

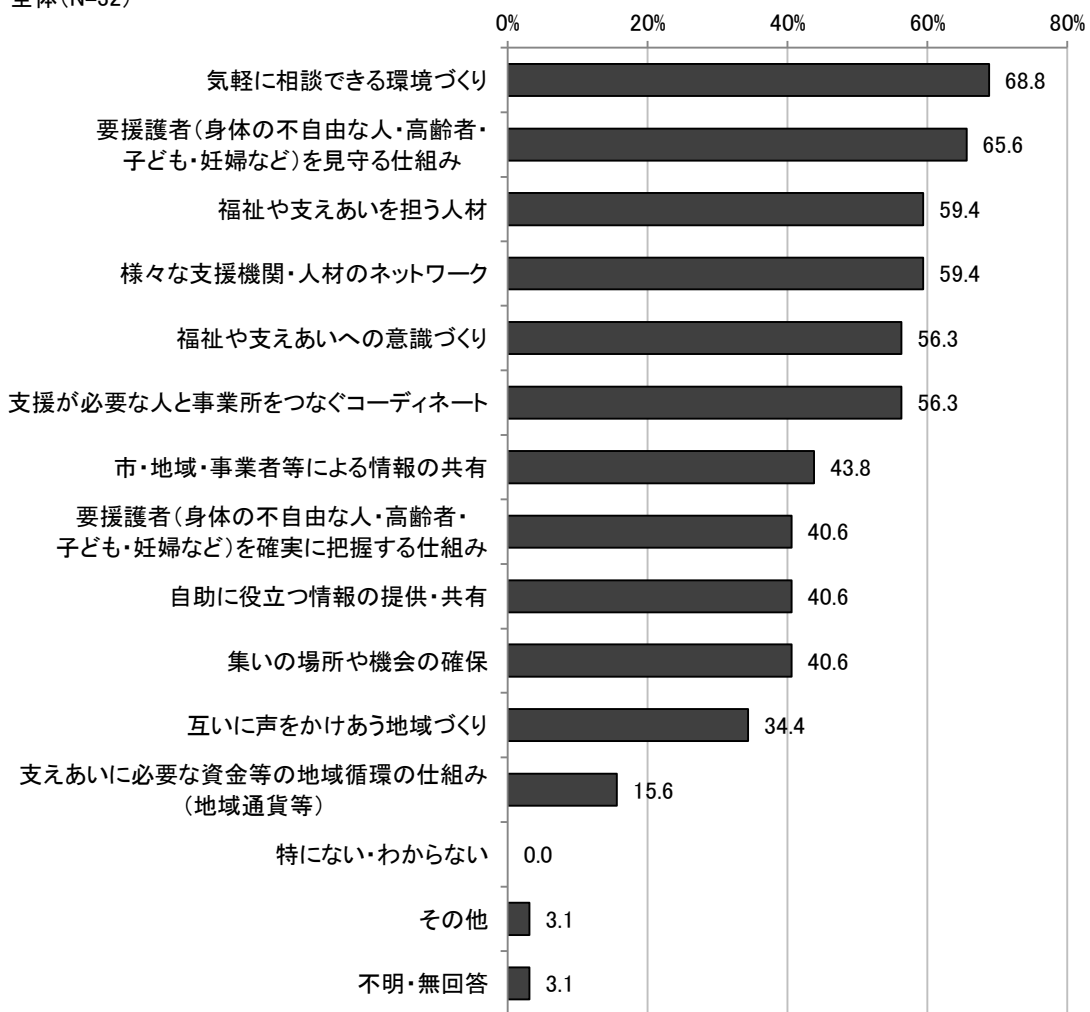
相談を受けたり、対応されたことのある方々についてみると、「複合的な課題を抱える世帯」「家族介護が負担になっている世帯」が 46.9%と最も高く、次いで、「社会的孤立状態にある人や世帯」が 25.0%と続いています。



⑥ 貴事業所が活動する中で、地域の中で特に必要だと思うことは何ですか。（当てはまるもの全てに○）

地域の中で特に必要だと思うことについてみると、「気軽に相談できる環境づくり」が68.8%と最も高く、次いで「要援護者（身体の不自由な人・高齢者・子ども・妊婦など）を見守る仕組み」が65.6%、「福祉や支えあいを担う人材」「様々な支援機関・人材のネットワーク」が59.4%と続いています。

全体(N=32)



(3) ふくし座談会での主な御意見と課題

市民、地域や活動団体等からの参加により開催したふくし座談会では、地域で暮らす具体的な人や家庭等のケースを設定し、課題、できることや今後必要なことについて意見交換を行いました。地域の中で誰一人取り残さないために、次のような課題の解決が求められています。

1 近所とのつながり不足、地域コミュニティ機能の低下、孤立・孤独状態の改善

支援を必要とする人や家庭の中には、隣近所や地域とのつながり不足により孤立・孤独となっているケースや、人口減少・少子高齢化、個人の価値観の変化やコロナ禍等により地域におけるコミュニティ機能の低下がみられ、困っている人や家庭の支援が難しくなっています。

隣近所等、身近な人同士で挨拶をしたり話相手になる等、普段からの関係づくりが大切です。また、地域の清掃、避難訓練、サロンや趣味の活動等、交流しやすい活動への参加を促すことで、助け合い、支え合える関係づくりを行うことが必要です。さらに、家庭や地域での解決が難しい課題は、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員やその他専門機関など適切な支援につなぐネットワークの構築が重要です。

2 困りごと、悩みごとに対する相談・支援体制の充実

家族関係や地域のつながりが薄くなっていることなどにより、困ったとき、悩みを抱えたときに相談することができず、課題がより深刻化してしまう心配があります。また、支援を必要とする人に適切な情報が届いていなかったり、本人が周りに相談したり、助けを求めたりする意識が薄いことも考えられます。

日ごろから気軽に相談できる関係づくりや、公的な支援やサービス・制度に関する情報の発信・共有を図ることが必要です。また、必要に応じて、相談を待つのではなく支援者が積極的に出向くような支援（アウトリーチ）や、困ったときには誰かに頼っても良いという「支えられる側」の意識づくりも必要です。

3 複雑化・複合化した課題への対応

地域の中で困難を抱える人や家庭は多様化しており、その課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間にある人や家庭もあり、高齢者福祉や障がい福祉、子育て支援、生活困窮者対策など分野別の支援だけでなく、その人や家庭全体の課題を解決することが必要です。

地域や学校、事業所等が情報を共有し、連携を図るなど、支援者側のネットワークを構築することで、支援を必要とする人や家庭の状況を把握し、本人や家族の希望に沿った適切な支援につなげることが必要です。

4 多様性を認め合う地域の意識づくり

地域には様々な人が暮らしており、生活の状況や価値観も様々です。誰もが互いに尊重し合い、認め合うことができる地域づくりが求められます。

互いの理解を深めるための交流機会の確保や子どもを通じた地域とのつながりづくり、趣味や特技を生かした居場所づくりや地域における役割の創出等、地域全体で多様性を認め合う意識づくりが必要です。

5 暮らしの基盤の確保

市内では移動手段が限られており、自動車がないと生活が続けることが難しいのが現状ですが、高齢ドライバーによる交通事故も懸念されます。特にひとり暮らし高齢者等が生活するためには、通院や買い物手段の確保が重要です。

運転免許証の返納促進と同時に、代替となる移動や買い物手段として、まいちゃん号や移動販売、ネット通販の活用や今後普及していくと想定される自動運転等の新たな技術を生かした利便性の向上も必要です。

また、ベビーカー、車いすやシニアカー等、様々な人が移動しやすくなるよう段差の解消等の歩行空間の改善や、公園や公共施設のバリアフリー化の推進が必要です。

4 米原市の強みと解決したい課題のまとめ

これまでの取組、統計資料、各種調査や福祉座談会等から、米原市における福祉のまちづくりに向けた強みと課題をまとめました。

ここで明らかになった強みや課題については、施策の具体的な取組の中で展開していきます。

(1) 人とのつながり

《強み》

- 生活支援コーディネーター（CSW）が自治会単位に足を運び、居場所づくりや訪問活動、生活支援や活動支援を行うことで自治会単位におけるつながりや住民福祉活動が活発である。
- お茶の間活動やサロン活動等の高齢者の居場所、子育てサークルやボランティアグループ等の地域におけるつながる様々な機会がある。
- 旧来からの集落も多く、集落内の近所付き合いも残っている。
- 身近な地域だけでなく農業や企業などとともに進める事業や居場所づくりの取組を行っている。
- 人権や福祉に関する各種講座、研修機会の確保や、小中学生を対象とした福祉体験活動・手話体験学習等、幅広い学習の場を提供している。
- 市民アンケート調査から「住んでいる地域に愛着を感じている人」が8割以上ある。

《課題》

- コロナ禍を通じ地域における参加・交流機会の減少に伴い、地域に対する認識や近所付き合い等市民の意識や生活が変化し、これまで以上に地域のつながりの希薄化が進行している。
- オンラインによる会議出席や交流、SNSを通じた相談や情報交換等、誰もが参加・参画しやすい新しいつながり方の検討が必要である。
- 自治会単位でのつながり意識や住民福祉活動が活発な一方で、これからの人口減少社会を考えると小中学校区など自治会単位を超える範囲での組織・団体の活動も必要である。

(2) 地域福祉を支える担い手

《強み》

- 自治会エリアにおいて、福祉協力員等の設置やお茶の間事業におけるご近所元気にくらし隊員の活動等、市民参加による福祉に関する取組が活発である。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会や福祉事業所等による連携体制がある。
- 子どもや環境等をテーマに、自治会エリアを超えた範囲で福祉につながる取組を行う市民活動団体がある。
- NPO や地域課題に取り組むボランティアグループ等による活動が広がっている。

《課題》

- 人口減少、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により地域コミュニティにおける助け合い、支え合い活動や団体活動等に参加する人が減少している。
- すでに活動をしている人への役割や負担が集中している。
- 福祉事業所や保育施設等の専門機関における人財が不足している。

(3) 暮らしの困りごと

《強み》

- 地域支え合いセンターやボランティアセンターで、支援ニーズとボランティアや企業のマッチングにより困りごとに対応している。
- 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター（CSW）等による地域の困りごとを受けとめる体制がある。
- 福祉懇談会や見守りネットワーク会議等へ自治会役員や、福祉協力員や事業者等が参加している。
- 重層的支援体制の構築による多機関の協働や庁内連携がある。
- 社会福祉協議会が受託している権利擁護センターで成年後見制度の中核機関の一部を担うとともに、地域福祉権利擁護事業・法人後見事業を一体的に実施している。
- 民生委員・児童委員、地域包括支援センターと生活支援コーディネーター（CSW）が情報共有する仕組みがある。

《課題》

- ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、知的障がいおよび精神障がいのある人や生活困窮者など支援を必要とする人や家庭が多様化している。
- 子どもの貧困問題、子どもや高齢者等に対する虐待等、コロナ禍の影響も含む地域課題が複雑化・複合化している。
- ひとり暮らし世帯やひとり親家庭の増加、家族の関係性の変化等により、地域の中で孤立・孤独状態にある人が増加し、ひきこもり、ヤングケアラーや外国人住民等の公的支援や地域とのつながりが築きにくい人が増加している。
- 見守り、相談体制の充実や成年後見制度をはじめとする権利擁護制度や福祉サービスの利用、アウトリーチによる支援も含めた働きかけが必要である。
- 様々な公的な支援やサービス、事業者など地域資源の活用、地域とのつながりによる助け合い、支え合いの力等、包括的、重層的な支援体制の強化が必要である。
- 身寄りのない人が安心して適切な医療、サービスを受けられる支援体制が必要である。

(4) 暮らしの安心・安全

《強み》

- 災害時には支援に協力していく機運が高い。
- 生活支援コーディネーター（CSW）の自治会単位への支援による、福祉事業者も交えた市民の主体的な災害時避難支援体制構築と避難訓練を実施している。
- 災害時要支援者本人も参加した避難訓練等を実施している。
- 災害ボランティアセンター設置・運営のためのマニュアルの作成と訓練を実施している。
- 警察による高齢者の集まりを対象とした出前型の詐欺被害防止に関する啓発を実施している。
- スクールガードによる子どもの登下校時の見守りを実施している。
- 地域包括支援センターと生活支援コーディネーター（CSW）の連携により、個別の困りごとの対応と近隣等への協力支援体制づくりを実施している。

《課題》

- 災害や感染症等が懸念される中で、安全・安心確保への必要性がさらに高まっている。
- 支援を必要とする人や家庭の災害時の支援や、高齢者の移動手段を確保する必要がある。
- いざというときに備えた助け合い、支え合いの関係づくり、安全・安心な生活を継続するための制度の活用や支援の仕組みづくりが必要である。
- 高齢者が特殊詐欺等の被害にあわない意識啓発や仕組みづくりが必要である。

第3章 福祉のまちづくりの考え方

1 基本理念

**自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら
～ゆったりと ゆるやかに みんながつながるまちをめざして～**

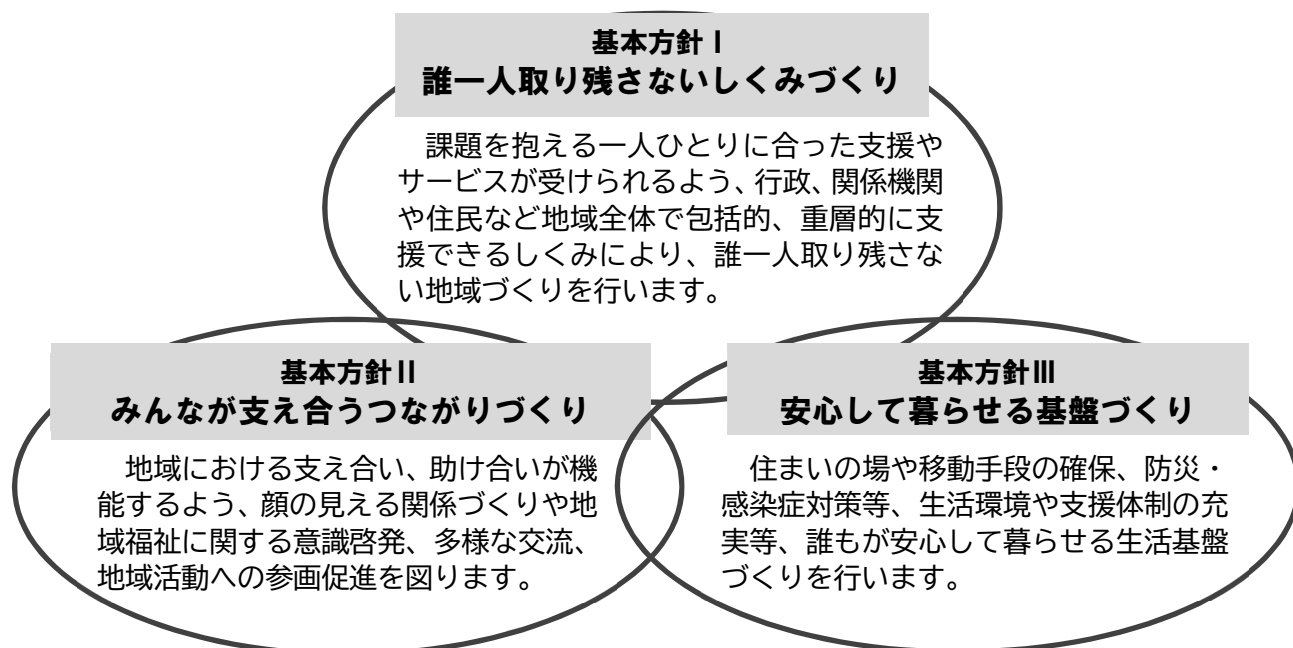
「第2次まいばら福祉のまちづくり計画」では「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら～みんなで作る つながりと支え合いのある まちをめざして～」を基本理念に掲げて地域づくりを進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人とのつながりが制限される中で、地域における「つながり」や「支え合い」の大切さが再認識されています。また、多様性が認められる社会、誰一人取り残さない社会が求められており、地域のつながりの希薄化や担い手不足が進行する中でも、一人ひとりが地域課題を自分事として捉え、みんなで解決に向けて取り組んでいくまちづくりが求められています。

こうしたことから、第2次計画の考え方を継承しながら地域課題に対応するため、本計画では「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら～ゆったりと ゆるやかに みんなとつながるまちをめざして～」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向けた取組を展開していきます。

2 基本方針

地域課題の解決と基本理念の実現に向け、第3次計画においては次の3つの分野横断的な基本方針を掲げ、各種施策に取り組めます。



3 施策体系

《基本理念》

自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら
くゆったりと ゆるやかに みんながつながるまちをめざして

《基本方針》

《取組の方向》

基本方針Ⅰ
誰一人
取り残さない
しくみづくり

- 1 相談しやすい環境を整えます
- 2 支援がつながる仕組みをつくります
- 3 みんなが活躍できる機会をつくります

基本方針Ⅱ
みんなが支え合う
つながりづくり

- 4 福祉のこころを育みます
- 5 人と人がつながり、支え合う
機会を広げます

基本方針Ⅲ
安心して暮らせる
基盤づくり

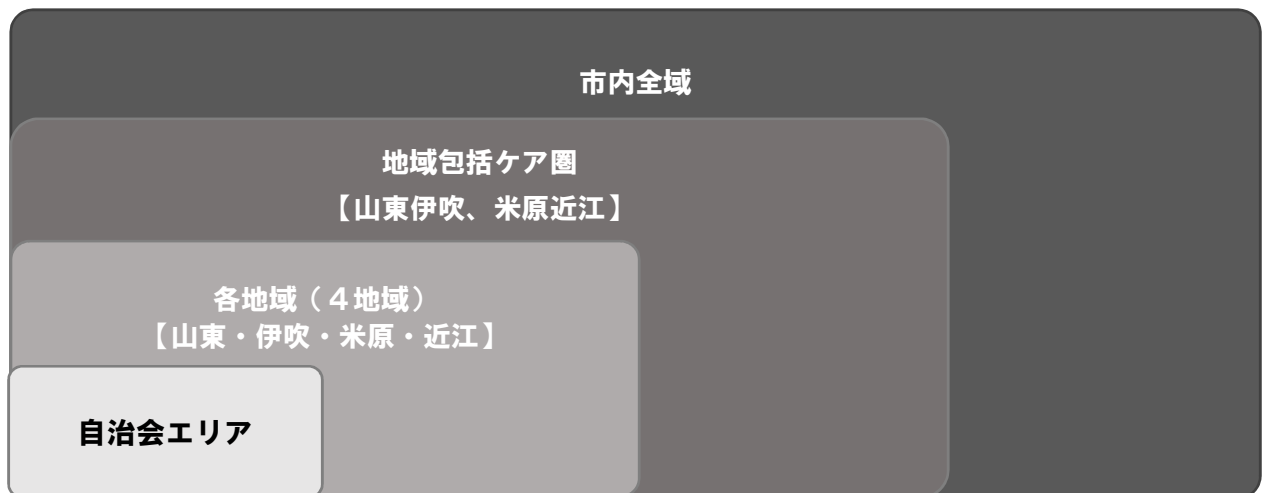
- 6 福祉人財の確保に取り組みます
- 7 暮らしの安全を確保します
- 8 災害に強いまちをつくります

4 地域福祉の展開方法

(1) 地域福祉活動を進めるための圏域の考え方

本市において福祉に関する活動や事業を進めていくための圏域（範囲）のイメージは次のとおりです。地域の活動者や専門機関の取組を充実しながら、それぞれがつながり支え合うことで、誰一人取り残さない地域づくりにつなげます。

■圏域のイメージ



■主な地域の活動者や専門機関

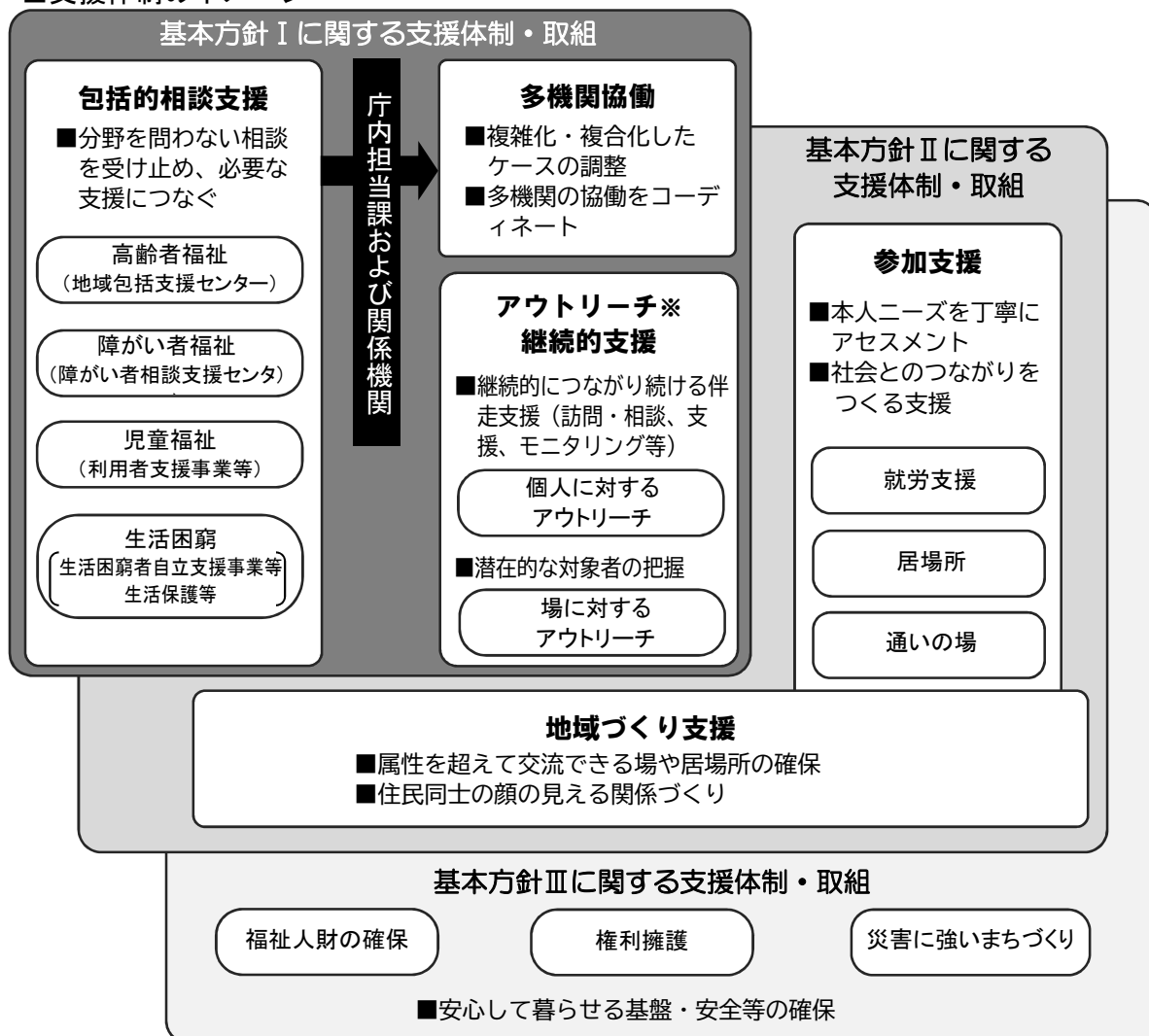
自治会エリア	各地域（4地域）	地域包括ケア圏	市内全域
<ul style="list-style-type: none"> ○自治会 ○福祉活動団体 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ ・子ども会 ・赤十字奉仕団 ・お茶の間団体 ・サロン等 ○消防、自主防災組織 ○民生委員・児童委員 ○福祉協力員・健康推進員等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等（中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、保育園） ○地域福祉センター ○地域子育て支援センター ○学びあいステーション ○生活支援コーディネーター（CSW） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○在宅医療支援拠点（ケアセンターいぶき・ふくしあ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 ・子育て世代包括支援センター ・児童発達支援センター ○社会福祉協議会等などの社会福祉法人 ○介護・福祉サービス事業所 ○警察、消防、医療機関 ○商工会、企業 ○障がい者相談支援事業所 ○権利擁護センター ○ボランティアセンター ○地域支え合いセンター ○ボランティア・NPO 活動団体、福祉活動団体、当事者団体

(2) 地域福祉に関する課題解決に向けた支援体制

複雑化・複合化する地域課題を解決するため、市における庁内連携と合わせ、社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉事業者やその他関係団体など多機関協働による重層的支援体制を構築しています。

本計画の「基本方針Ⅰ 誰一人取り残さないしくみづくり」において、高齢者・障がい者・子どもなどといった属性を問わない相談を受け止め、必要な支援につなぐための相談支援、課題解決に向けた多機関協働による調整や支援の対象者である個人や場所とつながるためのアウトリーチに関する取組を展開します。「基本方針Ⅱ みんなが支え合うつながりづくり」において、属性を超えて交流できる場の確保、住民同士の顔の見える関係づくりを行う地域づくり支援、就労、居場所や通いの場等、社会とのつながりをつくる参加支援に関する取組を展開します。「基本方針Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり」において、福祉サービスや権利擁護のための福祉人財の確保や防災体制など安心して暮らせる基盤・安全等の確保に関する取組を展開します。

■支援体制のイメージ



※アウトリーチ・・・相談を待つのではなく支援者が積極的に出向く支援

第4章 施策の具体的な取組

取組の方向 1 相談しやすい環境を整えます

〈めざすまちの姿〉

誰もが不安や悩みを相談できる環境があり、適切な支援やサービスにつながるまちをめざします。

〈解決すべき課題〉

- 支援機関の連携による包括的な相談支援体制の構築
- 虐待やヤングケアラー等に関する通報や相談がしやすい環境づくりや、アウトリーチも含めた適切な把握や支援等、迅速に対応できる体制づくり
- 成年後見制度等の権利擁護事業を必要とする人に対する制度の周知や利用の働きかけ
- 生活困窮者の早期把握から、就労支援を含めた早期支援につなげること

〈みんなで進める取組〉

市	<ul style="list-style-type: none"> ■市が持つ情報発信媒体を地域づくりや支援に関わる活動に共有・活用していきます。 ■市民が気軽に相談できる窓口を設置し、周知・啓発するとともに、オンライン相談やアウトリーチによる相談等、相談支援の充実を図ります。 ■包括的な相談支援体制を構築するため、各相談支援機関の充実を図ります。 ■様々な相談や外国語、手話、筆記や筆談等の多言語への対応等、職員の相談スキルの向上や関係機関とのネットワークを構築し、情報交換や連携を強化します。 ■民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備や活動支援を行います。 ■財産管理や福祉サービスの利用等について、自分で決めることに不安や心配がある人に支援が届くよう、権利擁護支援の中核機関を設置し、周知・啓発を行います。 ■虐待に関する相談窓口を設置し、周知することで、虐待の早期発見・早期対応、虐待者や被虐待者の自立支援等につながるよう、関係機関・団体、地域との連携強化に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■支援を求めることが難しい方に、継続的に働きかけ、困ったときには相談できる関係づくりを進めます。(アウトリーチ支援) ■当事者の会やグループ・サークル活動の中から、困りごとを抱えている人を必要な支援につなぎます。 ■対面や電話だけでなく、メールや SNS 等困りごとを抱えている人の状況に合わせた相談の方法を設けます。 ■チラシ、広報、ホームページや SNS 等、あらゆる人に伝わる方法により、

	<p>相談窓口を周知します。</p> <p>■生活支援コーディネーター（CSW）を配置し、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携しながら困りごと相談・地域活動の相談に一体的に対応します。また、支援を求めることが難しい人の把握や働きかけを行います。</p> <p>■成年後見制度など権利擁護に関する相談窓口の充実と情報発信を強化します。</p>
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<p>■不安や悩み等困りごとがあれば抱え込まずに相談します。</p> <p>■虐待やDV等、自分自身や周りの人の権利が侵害されたり、その疑いがあると気づいたときは市、警察や児童相談所等に連絡します。</p> <p>■近隣や職場等で心配ごとや困りごとを把握したときは、相談窓口を紹介したり、支援機関につないだりします。</p>

＜関連する計画＞

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画
- （仮）健康まいばらんす計画

取組の方向 2 支援がつながる仕組みをつくります

《めざすまちの姿》

行政、地域、事業所や関係機関等の多様な連携により、地域課題が解決されるまちをめざします。

《解決すべき課題》

■複雑化・複合化する地域課題に対し、協議体などを通じた情報共有、話し合いからの具体的な対応

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■複雑化・複合化したケースにおける支援を通して見えてきた課題や地域の生活課題を共有し、必要な制度やサービス開発に向けた部署横断的な協議の場を設置します。 ■民生委員・児童委員への支援や情報提供を積極的に行います。 ■生活支援コーディネーター（CSW）を配置します。 ■地域定着支援センター等との連携による支援へのつなぎの体制を構築します。 ■権利擁護支援の中核機関を設置し、地域連携ネットワークを構築します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域で開催される見守りネットワーク会議の開催をサポートし、専門機関の支援が必要な場合は、専門機関につなぎます。 ■市民、事業者や支援機関など多様な参加を得ながら、地域課題に応じた話し合いの場を開催します。 ■支援機関のさらなる相互理解と支援を必要とする人の状況に応じたオーダーメイドのチーム支援を進めるための担当者連絡会議や研修会等を開催します。 ■複雑化・複合化した支援課題等に対して関係機関の情報共有の場をつくります。また、複雑化・複合化したケースごとに形成された支援チーム自らが対応できるよう、会議のサポートや研修を実施します。 ■複雑化・複合化した支援課題等に対して、専門職等から意見や助言を得られる場をつくります。 ■本人本位・意思決定支援を中心に据えた権利擁護支援体制の構築のための協議体を設置・運営します。 ■複雑化・複合化したケースにおける支援を通して見えてきた課題や地域の生活課題を共有し、必要な制度やサービス開発に向けた部署横断的な協議の場を運営します。 ■社会福祉法人等が集い、充足されないニーズの共有と、課題の解決に向け

	<p>た取組を協議する機会を設けます。</p> <p>■地域の福祉活動者や福祉事業所等へ支え合い活動、各種サービスや相談窓口等をまとめた社会資源台帳の配布を行い、支援者間の情報共有とネットワーク化を図ります。</p>
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<p>■身近な地域の支え合い活動では支えきれない地域の困りごとは、生活支援コーディネーター（CSW）や地域包括支援センターにつなげます。</p> <p>■各種支援や福祉サービスを必要とする市民は、福祉事業者や地域住民に対して、必要な範囲で情報の提供と共有に同意します。</p> <p>■市民や福祉事業者は、利用者の同意を得た上で、情報や支援方法を共有する会議（見守りネットワーク会議やケース会議）を開催します。</p>

＜関連する計画＞

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画
- （仮）健康まいばらんす計画

取組の方向3 みんなが活躍できる機会をつくります

〈めざすまちの姿〉

誰もが自分らしく、人とつながり、活躍できるまちをめざします。

〈解決すべき課題〉

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、支援機関の連携による包括的な相談支援体制の構築や、協議体等を通じた情報共有、話し合いからの具体的な対応

〈みんなで進める取組〉

市	<ul style="list-style-type: none"> ■女性、若者、高齢者や就労に困難を抱える人等の自立支援のため、関係機関・団体との連携の下、就労支援や企業支援等、働きやすい環境づくりを推進します。 ■高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、福祉サービスや相談支援体制等の充実を図ります。 ■経済的・社会的に自立して生活することが困難な人が、安心して生活し続けられるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。 ■ひきこもりやニート等の若者、また、その家族からの相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。 ■福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、福祉事業者等に対してサービス内容や評価の開示等を働きかけます。 ■国籍や文化の違う人同士がともに安心して暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や交流促進等に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■生活リズムを整えたり、就労に向けた体験の提供等、社会とつながるためのステップの場をオーダーメイドで提供します。 ■身近な地域での居場所の運営者や社会福祉法人とも連携しながら、就労に向けた支援や社会参加の機会を広げます。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域、当事者グループや事業所・社会福祉法人等は、配慮や支援を必要とする人が人とつながり落ち着いて過ごせる場所を提供します。 ■社会福祉法人は、就労や社会参加に特に配慮が必要な方を受け入れ、地域社会への参加へ共に寄り添います。

〈関連する計画〉

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画
- （仮）健康まいばらんす計画

取組の方向 4 福祉のこころを育みます

《めざすまちの姿》

誰もが福祉について学んだり、体験する機会に参加することで、違いを認め合い支え合うことができるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 子どもから大人まで、人権や福祉等に関する学びや体験の場の確保を通じた、地域全体のつながる意識づくり
- 再犯防止に向けた対象者の主体性を尊重した支援のための、地域における理解の促進

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■オンラインや動画等、デジタル活用を含め、継続した福祉意識向上のため研修・講座等、学びの場を提供します。 ■福祉学習の充実、手話に触れる機会や学ぶ機会の確保に努めます。 ■米原市人権施策基本方針に基づき、人権施策の充実を図り、人権尊重や男女共同参画、多文化共生のまちづくりを推進します。 ■様々な人権学習方法の提案に努めるとともに、地域の人権課題に合ったテーマに基づき、継続的に人権講座・人権研修会を開催します。 ■誰もが社会参加しやすい環境づくりのため合理的配慮の推進に努めます。 ■非行防止と罪を犯した人の更生について、市民の理解を深めるため、啓発を図ります。 ■保護司会や更生保護女性会が行う事業の支援や、情報共有による連携強化を図ります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■広報紙・ホームページ・SNS等あらゆる手段で情報発信し、各種講座開催の周知等、学びの機会への参加を呼びかけます。 ■市民、当事者や福祉事業所に対して、学びのプログラムへの参画を呼びかけます。 ■自治会、企業や団体・グループ等に、福祉懇談会や出前講座の開催等、あらゆる機会での学習できるプログラムを提供します。 ■学校との連携を図りながら事前・事後学習も含めた福祉学習を実施します。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域において世代を超えた学びの場をつくり、参加します。 ■事業所や社会福祉法人等は、職場で学びの場をつくり、参加します。 ■市民は、学びのプログラムに参加・協力し、共に学び合います。 ■社会福祉法人等は、市の出前講座への登録や小中学校等で行われる福祉講座を提供します。

《関連する計画》

- 米原市人権施策基本方針

取組の方向5 人と人がつながり、支え合う機会を広げます

《めざすまちの姿》

年齢、性別、障がいの有無や国籍等に関わらず、多様な参加の仕方や交流の機会があり、地域のつながりが深いまちをめざします。

《解決すべき課題》

- コロナ禍を通じて減少したつながる機会について、新しいつながり方やつながるための効果的な情報提供等、回復・活性化のための取組
- 高齢化が進行する中、地域における担い手の減少や、特定の人への偏りがみられ、新たな関わり方を含めた、担い手の確保
- ボランティア活動のすそ野を広げるため、地域で埋もれている人的資源の掘り起こしや、活動しやすい環境づくり

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域づくりや社会参加に関する福祉分野以外との施策との連携を図ります。 ■ 手話の啓発講座や各種イベント等を通じ、ろう者、盲者や言語障がいの人等への理解や手話、筆記や筆談等の普及に努め、多様なコミュニケーションに対応できる市民、職員を増やします。 ■ 自治会活動についてコロナ禍からの復活を後押しする支援を行います。 ■ 居場所づくりやサークル活動を継続して実施してもらえるための環境整備を行います。 ■ 世代や高齢者・障がい者・子どもなどといった属性を超えて交流できる場や居場所づくりを支援します。 ■ 市民活動の促進のため、課題への相談対応や、各種支援を行います。 ■ 活動を広げるためビワテクポイントやボランティアポイント等、取組のきっかけや動機となる仕組みを取り入れた事業を実施します。 ■ 地域におけるまちづくり委員会の立ち上げに向けた人的支援や財政的支援等に取り組み、地域や市民のつながりづくりや活動を支援します。 ■ 子どもの体験活動の推進に取り組む団体等との連携や活動支援を通じ、子どもや保護者が地域や人と関わる機会をつくります。 ■ 保護者同士のつながりから自主的な子育てサークルに発展するよう、社会福祉協議会等と協力して子育てサークルの育成支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉分野を超えて人と人、人と活動をつなぎます。 ■ 有償の市民活動やその人の趣味や興味・関心を支え合い活動につなげます。 ■ SNS やデジタルをさらに活用し、活動への参加呼びかけやつながりづくりを進めます。

	<p>■生活支援コーディネーター（CSW）は自治会単位の活動に対して、情報提供や活動の相談支援を通じて、活動の推進を図ります。</p> <p>■支え合いセンターやボランティアセンターは、広域で展開される福祉活動や当事者団体に対して、情報提供や活動相談支援を通じて、活動の推進を図ります。</p>
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<p>■地域の課題を考え、解決に向けて話し合う場を設けます。</p> <p>■あいさつや見守り等、身近でできることから始めます。</p> <p>■自治会等は、住民に地域活動への参加を積極的に呼びかけます。</p> <p>■近隣や自治会等の身近な地域での集まりや、興味や関心・仲間同士の集まり等、市民が交流・つながれる場づくりに取り組みます。</p> <p>■地域福祉センターを管理する法人は、市民や関係者とともにセンターの活用について協議し、福祉活動の場の提供や居場所の提供を行います。</p> <p>■社会福祉法人をはじめ、農業分野やその他の分野を含めた企業等は、ボランティア活動や生きがい就労等を受け入れる等、活躍できる機会を提供します。</p> <p>■企業や団体は、地域の一員として、地域活動やボランティアに参加します。</p> <p>■子育て中の市民や障がいのある市民をはじめとした当事者の、伝える力や共感する力を発揮し、居場所やつながりづくりを進めます。</p>

＜関連する計画＞

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい者福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原子ども・子育て支援事業計画

取組の方向 6 福祉人財の確保に取り組みます

《めざすまちの姿》

福祉サービスの担い手が確保され、必要とする人が支援やサービスを受けられる体制が整ったまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 支援を必要とする人が増加する中、介護保険サービスや障がい福祉サービス、保育サービスに従事する担い手の確保
- 福祉サービスや保育の人財確保につながるよう、マッチングの支援や、就職から就職後まで切れ目のない支援、働きやすい職場づくりに向けた業務効率化

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■市民後見人についての周知、啓発を行うとともに、県と連携しながら、市民後見人の養成を進めます。 ■就職フェアを開催します。 ■介護や保育等、福祉に関する専門職の育成・確保を図るため、各種研修や就職マッチングの支援等を行います。 ■県と連携し、事業者に対して、職員が働きやすい職場づくりに向けた働き掛けや相談支援体制を強化します。 ■介護福祉士、生活支援員や保育士等、福祉人財の就職支援や、再就職支援の検討を進めます。 ■福祉事業所等における人財育成への支援を行います。 ■日常の買い物や通院等が困難な人の外出支援に取り組む団体に対して、活動支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■介護に関する入門的研修を開催します。 ■福祉の専門職養成のため、大学や専門学校等の実習生を積極的に受け入れます。 ■本人の意思を尊重することの大切さを学ぶ等の権利擁護サポーター養成講座等を開催します。 ■社会福祉法人等が後見人を受任できるよう、研修会等を開催します。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■市民は福祉に関する資格や技術、経験を仕事や地域活動に生かします。 ■福祉や介護の研修や講習を受講し地域の福祉力を高めます。 ■社会福祉法人等は、介護職員初任者研修の開催や出前型講座の開催等、福祉の専門性を生かして、地域の福祉力を高めます。 ■社会福祉法人等は、法人として成年後見人を受任する等福祉の専門性を地域に発揮します。 ■労働者人口が減少する中、米原市における各種サービスや支援を継続でき

	るよう、介護や福祉の現場において ICT や介護ロボットを活用します。 ■福祉・介護事業所等は働きやすい環境づくりに努めます。
--	--

《関連する計画》

- いきいき高齢者プランまいばら
- 米原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 米原市子ども・子育て支援事業計画

取組の方向 7 暮らしの安心を確保します

《めざすまちの姿》

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるまちをめざします。

《解決すべき課題》

- 高齢化等により、移動に問題を抱える人の増加が見込まれる中で、多様な移動手段、買い物手段の確保
- バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にとっても分かりやすく使いやすい環境の整備の促進や、住宅に配慮を必要とする人の住まいの確保

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■適正な利用者負担や市の財政負担に応じた、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの整備を進めます。 ■すべての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザイン化を進めます。 ■住宅セーフティネット制度の活用を促進します。 ■外国語や手話、筆記や筆談等、多様なコミュニケーション手段に対応できる基盤を整えます。 ■詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに対する周知・啓発と充実した相談窓口を整えます。 ■子ども達の登下校時の安全確保を図り、地域の連帯感を高めるため、あいさつ運動の推進やスクールガード等の地域の見守り活動を促進します。 ■デジタル技術を活用し、各種行政手続き等、市民の利便性を向上させ、行政サービスのさらなる向上に繋がります。 ■地域包括支援センターはケアマネジャーと連携しながら、人生会議（アドバンスケアプランニング）の普及を促進します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく環境整備の充実のため、啓発活動や、市民による環境整備が進むよう取り組みます。 ■地域福祉権利擁護事業の実施法人として後見人等を受任し、本人の意思を最大限尊重したその人らしい暮らしを支援します。 ■これからの暮らし方を家族や関係者に伝える手段を確保し、普及します。 ■個別の支援から見えてくるサービスの狭間や住民懇談会等からの地域課題を、市民・事業者・市等と分野横断的に共有し、施策やサービス開発を進めます。 ■経済的な困りごとに対して、一時的な資金の貸付のほか、家計改善や就労に向けた支援を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 死後事務や入所の際の対応等、身寄りのない人の支援について協議する場を設けます。
<p>市民 事業者 福祉事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく環境整備を進めます。 ■ 自分らしく暮らすため、必要に応じてサービスや制度を利用します。 ■ ライフプランを自分自身で描き、その思いを家族や関係者に伝えます ■ 社会福祉法人等は専門性を生かして、後見人を受任する等権利擁護支援に取り組みます。

取組の方向 8 災害に強いまちをつくります

《めざすまちの姿》

平常時からの各主体の連携や訓練等の備えにより、避難行動等協力して災害に対応できるまちをめざします。

《解決すべき課題》

■災害や感染症等への対策として、地域における意識啓発や、支援のしくみづくり

《みんなで進める取組》

市	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉センターゆめホールを災害ボランティアセンターの拠点として位置づけ、災害に対する備えを進めます。 ■地域の防災訓練を促進します。 ■避難行動要支援者の把握および名簿の登録を呼び掛けるとともに、避難支援プラン（個別計画）の策定に取り組みます。 ■米原市防災アプリの利用拡大を図ります。 ■市内の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の緊急受入れが可能な施設に対し、災害時の利用に関する協定の締結を進めます。 ■平常時から要支援者支援の訓練等の実施を呼び掛けます。 ■新たな感染症に機敏に対応し、適切に対処します。 ■災害時に必要となる資機材、移動手段等の事前整備を進めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■自治会が作成する個別避難計画と対象者に関わる支援機関の連携を進めます。 ■自治会等が行う防災対策や避難訓練等が効果的に行われるよう支援します。 ■災害発生時に効果的な生活支援が実施できるよう、災害ボランティアセンターを設置・運営します。 ■災害ボランティアセンターを効果的に運営できるよう、定期的に運営訓練を実施するとともに市民の運営サポーターを養成します。
市民 事業者 福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■日頃から災害発生危険箇所や避難ルートを確認し、発災時に備えます。 ■避難支援を必要とする人は、自らの命を守るため、災害時要支援者の登録をします。 ■自治会は要支援者登録をされた方の個別の避難支援計画を策定します。 ■自治会等は、災害発生時に対応できるよう当事者の参加を得た避難訓練等を実施します。 ■市民は、災害時の避難支援や災害ボランティアセンターの運営に協力します。 ■福祉事業者等は、避難支援を必要とする人に災害時要支援者の登録を働き

	<p>かけます。</p> <ul style="list-style-type: none">■福祉事業者等は、利用者の同意のもと、災害発生時の避難に特に配慮が必要な事項等を自治会等と共有します。■事業所は発災時に避難場所や物資を提供します。特に福祉事業所は要支援者の受け入れに積極的に協力します。
--	--

<<関連する計画>>

- 米原市地域防災計画

第5章 計画の進め方

1 計画の広報・周知

福祉のまちづくりは、市民、地域や事業者等と共に推進していくものであり、一人でも多くの人に理解、協力を求めていく必要があります。市民、地域、事業者や福祉事業者等が地域におけるつながりや支え合い、地域福祉に対する理解を深め、本計画の取組を実践、継続していけるよう、広報誌やウェブサイトのほか、地域における交流会や、様々な地域活動や福祉活動等の機会を利用して計画内容の広報・周知に努めます。

2 計画の推進と進行管理

この計画は、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域、事業者や福祉事業者等、みんなで連携・協働しながら進めていく計画です。そのため、みんなが本市の目指すべき福祉のまちづくりの考え方を理解し、各地域や現場において主体的に計画を推進していくことが重要です。

計画の進捗管理については、市と社会福祉協議会において毎年度取組状況の確認を行うとともに、中間年における評価や、次期計画に向けた見直し等については、PDCA サイクルに基づき、市民・福祉事業者等による「米原市地域福祉推進会議」、市や社会福祉協議会による横断的な連携・推進体制等を中心に、みんなで福祉のまちづくりを進めていきます。

■計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ

